

第10回 世田谷区子ども読書活動推進フォーラムの報告



平成28年2月20日(土)

於：教育センター ぎんが

世田谷区立中央図書館

第10回世田谷区子ども読書活動推進フォーラム

～一人ひとりのニーズにこたえるために～

「世田谷区子ども読書活動推進フォーラム」は、日頃から子どもたちの読書活動推進の取り組みをされている方や関心のある方などに参加していただき、子どもの本の魅力を再認識し、子どもの読書環境づくりにいっそうの理解を深めていただくことを目的としています。

第10回目は、「一人ひとりのニーズにこたえるために」をテーマに、配慮を要とする子どもたちへの読書活動推進について話し合いました。

当日参加することができなかつた方にフォーラムの臨場感をお伝えできれば幸いです。今後の子どもの読書活動を推進するための参考資料としてご活用ください。

実施概要

- (1) 実施日時 平成28年2月20日(土) 13時30分～16時30分
- (2) 場 所 教育センター「ぎんが」
- (3) 参加人数 50人
- (4) 内 容 第1部 基調講演「合理的配慮の提供と、基礎的環境整備について
～障害者差別解消法施行にむけて～」
講師：野口武悟氏(専修大学文学部教授)
- 第2部 実践報告 「特別支援学級での楽しい読み聞かせ」
講師：村上勅江氏(元埼玉県公立学校教諭)
- 第3部 実践報告 「絵本でバリアフリー～わたしたちは
こんなふうに絵本を読んでいます～」
講師：越高令子氏(「松本市書店「ちいさいおうち」経営」)
豊嶋さおり氏(本と子どもの発達を考える会事務局長)
- 質疑応答

目次

第1部 基調講演	…P.2～10
第2部 実践報告	…P.11～16
第3部 実践報告	…P.17～30
質疑応答	…P.31～35
中央図書館長挨拶	…P.36
当日配布資料	…P.37～60

《第1部 基調講演 「合理的配慮の提供と、基礎的環境整備について」

～ 障害者差別解消法施行にむけて～

講師 ^{のぐちたけのり} 野口武悟氏（専修大学文学部教授）

資料：P. 37～48

講師の野口先生は、専修大学文学部教授で、図書館情報学のご専門です。主な著書に『一人ひとりの読書を支える学校図書館』（読書工房）『図書館サービスの可能性』（日外アソシエーツ）『多様性と出会う学校図書館』（読書工房）などがあります。

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました専修大学の野口です。

今日はちょっとタイトルが難しいんですけども、「合理的配慮と、基礎的環境整備について」ということでお話ししたいと思います。

「障害者差別解消法」という法律が今年の4月に施行になるんですけども、そこで求められている合理的配慮の提供と基礎的環境整備がどういうものなのか、それを図書館あるいは読書活動という場面に則してご紹介していきたいと思います。時間も1時間ということで、若干駆け足で説明してしまうかもしれませんが、もしご質問ありましたら最後の時間でお出しただければと思います。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、今年の4月に施行となります「障害者差別解消法」なんですけれども、正しくはスライド（P. 37～）に赤字で映していますとおり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」というちょっと長い名前なんです。

法律の中身につきましてこの後説明をしますが、その背景ですね。なぜこういう法律ができたのかということなんですけれども、そもそもの根底にあるのが、ノーマライゼーションという考え方なんです。

みなさん、ノーマライゼーションという言葉お聞きになったことがある方はどれくらいいらっしゃいますか。多いですね。これはどういう考え方かといいますと、障害者がニーズに応じた配慮を受ける権利を持ちながら、可能な限り通常なしかたノーマルなしかたでその能力を発揮して社会に参加していけ

るようにしていきましょう、という考え方です。これが今の日本をはじめ、世界各国で取り組まれている障害者の様々な施策のベースになっている考え方ということです。この考え方を実現するためには、もうひとつ障害者っていつきの障害ってどこにあるんだろうかということを考え直さないといけない。どうしても私たちは、例えば目の不自由な人、それを視覚障害、つまり個人の状態を指してそう呼ぶっていうことをしてしまうんですけども、そういう個人の状態のみを意識していて、はたしてノーマライゼーションって実現できるのだろうか。それだけでは十分ではないだろう。つまり、個人がどんな状態であったとしても、社会に参加できるようにしていく、この社会にある様々なバリア、障壁を取り除いていく必要があるのではないかと。つまり、本当の意味での障害ってというのは社会にある障壁じゃないかと、バリアのことじゃないかと。そういうふうにとらえなおしていこうというのが、障害の社会モデルという考え方なんです。つまり障害者というときの「障害」は、個人の状態のみを指すのではなく、この世の中にある、社会にあるバリアをさす。

社会モデルの意味合いとしてはスライドに赤字で書きました、社会こそが障害を作っており、それを取り除くのが社会の責務なんですよ、という考え方ですね。この社会モデルの考え方で私たちは様々な取り組みをしていこうということで、図書館でも取り組んでいます。図書館の障害者サービスという言葉をお聞きになったことある方がいると思うんですが、障害者サービスの障害者ってというのは、図書館利用に障害のある人へのサービスという意味なんです。つまり障害者ってというのは個人の状態がど

うだっていうんではなくて、図書館を使いたくても使えない状態にある人、何で使いたくても使えないのかって言うと、図書館の側にバリアがあるからです。図書館側に障害があるんですね。だから図書館にあるバリアを取り除きましょうっていうのが障害者サービスなんです。

これは様々な場面で言えることだと思うんですね。実際にそれに取り組む方法としてよく耳にしますが、バリアフリー、ユニバーサルデザインがあります。これらは社会にある障害を取り除くための方法、手立てなんですね。図書館も同じです。だから子どもの本というのを例にとってみても、文字だけの本だと読みにくい子のためには、点字がついている本があったり、音で読み上げたり、場合によっては手話なんかも使っておはなし会を開いたりとか。そういうようなやり方をするのは、読書活動とか、図書館、あるいは子どもの本にあるバリアを取り除いていこうという考え方なんですね。

バリアフリー、あるいは初めからバリアを作らないユニバーサルデザインという考え方で取り組んでいきましょう。これが今日の障害のある子どもや大人に対しての取組みとして、重要な考え方になってきています。この考え方を凝縮した条約が存在をされていて、日本政府もすでに批准をされていて日本国内でも発効、効力を持っています。「障害者の権利に関する条約」という条約です。この条約を国内で実行するための法律が、今年の4月に施行となる「障害者差別解消法」なんです。

ですので、「障害者差別解消法」のベースっていうんでしょうかね、この条約を日本国内で着実に実行していくために「障害者差別解消法」が作られたということなんですね。この条約の柱なんですけれども、スライドに赤字で書きました平等・無差別そして合理的な配慮の提供、こういったことをこの条約ではうたっています。

では、「障害者差別解消法」はどういう法律なのかっていいますと、これが結構分量のある法律でして、26条のメインの部分である本則と9条の附則から

なっています。今日お手元にはこの法律の全文は資料としては配布していませんけれども、ご関心ありましたら、各自ご確認いただければと思います。

この法律の本則は26条ありますので、ポイントはもちろん沢山あるんですけども、その中で3つ重要な部分取り上げますと、1つは「基礎的環境整備」。今日の私の話のタイトルにも使っている言葉です。それから2つめが「不当な差別的な取扱いの禁止」。そして3つめが「合理的な配慮」ということなんですね。この3つ、これは図書館にも、学校にも求められているということになってくるんですね。

この法律のなかでは実は図書館・学校とはどこにも書いてなくて、行政機関等という言葉と事業者という言葉がでてきます。行政機関等というのは、区立図書館などのような公立の図書館ですね。あるいは公立の学校、区立の学校とか都立の学校とかが行政機関等に該当します。それから、事業者、これはもちろん会社も事業者ですけども、会社だけではなくて、私立の図書館、例えば子どもに関わるところで言うと、東京子ども図書館がありますけれども、私立ですね、ですので事業者のほうに該当するということですね。そのほか私立の学校の学校図書館なども事業者という範囲に含まれる。

なぜ行政機関等と事業者を分けているかといいますと、環境整備や不当な差別の禁止については別に分けてとらえる必要はないんですが、合理的配慮だけは行政機関等、つまり公的な機関ですね、公立の施設といたらいいでしょうか、そこは義務ですけども、事業者のほうは努力義務という位置づけになっています。

この3つのポイントそれぞれ確認をしていきたいと思うんですけども、まず環境整備ですね。一般に基礎的環境整備と呼んでいます。事前的改善措置なんて言い方もします。法律では必要な環境の整備という言い方をしていますけれど、これはどういうものかといいますと、「障害者差別解消法」第5条の条文こういうふうにあります。「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置す

る施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」。つまり、合理的な配慮というものを的確に行うための取組みとして、環境整備に努めましょうというふうに出ているということなんです。じゃあ具体的にはどういうことなのかというのは、後でまた触れたいと思います。

続きまして、2つめのポイントですけれども、これは非常にわかりやすいことです。行政機関等と事業者双方に対して、不当な差別はしてはならないということを定めています。当然のことですね。

そして、3つめのポイントが「合理的な配慮」ということになりまして、これはちょっと条文をまた読みたいと思うんですが、こういうふうに書いてあります。「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」。行政機関等には義務、事業者は第8条第2項で努力義務という位置づけをしています。

さて、では合理的配慮というのは何なのかですね。スライドに映した文が合理的配慮の定義なんです。ただ、これを見てもすぐには意味はわからないというような、難しい表現なんです。こう書いてあります。「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」。これが合理的配慮なんです。

スライドの赤文字の部分だけを注目してください。まず下の2行ですね。「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、これが実は合理的ということを示しているんです。つまり、役所だとか、公立の図書館だとか、公立の学校にとって、過度の負担があるものは合理的な範囲とはいえませんよという意味に

なるわけですね。過度な負担をしなければならないような状態で配慮を提供するというのは、現実的には難しいですね。過度の負担をしてまで配慮しなさいと言っているわけではないんだということです。

一方で、配慮の中身として示されているのが、「必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの」です。

整理をしますと、こういうふうに説明できるでしょう。障害者一人ひとりのニーズをもとに状況に応じた変更や調整を図書館や学校などの体制や費用に負担がかけすぎない範囲において行っていくこと。これを合理的な配慮、合理的配慮と呼んでいるということになるわけです。



合理的配慮は、図書館で言うならば、障害のある子どもたちや成人の利用者に直接サービスしていきましょうという話しです。でもこれにはベースが必要なわけですね。それが努力義務にとどまっていますが、基礎的環境整備なんです。合理的配慮を的確に行うためには、環境整備を行っていくことが重要なんです。ですので、その場ではちょっと負担が重いからできないということはありませんが、しかし長期的に見るならば、もし利用者から、あるいはその家族から、こうしてほしいという要望が継続的に出されるような事柄に対して、いつまでたってもそれはできません、過大な負担ですといい続けることは、環境整備を怠っているというふうにもとらえかねられない。やはり、ニーズが継続的にあるいは多数の人から出されるものほど優先的に環境整備に取り組んでいって、合理的配慮を提供できるよ

うにしていかなければならないということになります。環境整備は努力義務ですけれども、これはある意味合理的配慮とセットで考えていかなければいけない、ということになると思うんです。

この合理的配慮ですけれども、もう少し具体的に言うとうとうことなんですかとよくご質問受けるんですけども、これは皆さん眼鏡だと思ってもらうといいと思うんです。私、眼鏡をはずすと視力0.01、読めません、本。でも眼鏡という必要かつ適当な変更を加えることで、読めるようになるんです。つまり必要かつ適当な変更および調整をしていくというのは、眼鏡に当たるものを必要としている人へ手渡ししたり、届けていくということなんです。こういうことだというふうに考えてもらうとわかりやすいと思うんですね。

いずれにしても、これまで図書館の現場では、障害者サービスという取り組みを、先ほども取り上げましたが、行ってきている図書館がたくさんあります。合理的配慮と基礎的環境整備を考える場合、まさにその障害者サービスの取り組みで図書館が取り組んできている実践と言うものが非常に参考になります。もちろん、やっていないところはこれからスタートしようという話しになってくるということですけど。特に学校図書館の場合は、小学校・中学校ではあまり意識されてこなかった部分だと思うんですけども、これからは、小学校や中学校の学校図書館もこういったことを意識していかなければいけないということになってくるかと思います。

また、公立図書館の場合、障害者サービスという枠の中ではどうしても、子どもへのサービスの視点が弱いところがこれまで多かったのが実態なんです。というのは、大人へのサービスが障害者サービスの中心だったんですね。児童サービス・乳幼児サービス・ヤングアダルトサービス、そういう枠の中で、障害のある子どもへのサービスの視点というのが、これから問われてくるんじゃないかというところですね。またそれが求められてくるということにもなるかと思います。

小学校・中学校の学校図書館でも必要になってくるといいましたが、それとうとうことなのかとうとうことなんですけども、スライドの図をご覧くださいたいんですね。お手元の資料にもまったく同じものを載せています。(P.40)これは文部科学省のホームページから引用させてもらっているものです。これをご覧くださいと、いま日本には1019万人の小学生・中学生がいます。そのうち、特別支援教育を受けている子どもの割合と数っていうのが3.33%、人数としましては34万人となります。

ここで注目してほしいのは、先ほどから小学校・中学校での学校図書館としては、合理的配慮ってことをこれから意識していかなければいけないですよと言っていますが、特別支援教育の場合は特別支援学校だけじゃないからなんです。特別支援教育を受けている子どもの割合としては、特別支援学校に学んでいる子どもの割合よりも、むしろ小学校・中学校に在籍をしている子どものほうがいまや多くなっています。3.33%の内訳を見ていただくとよくわかるかと思うんですね。つまり小学校・中学校には特別支援学級があります。それから通常のクラスに籍を置きながら、通級による指導を受けている子どももいます。これらの子どものほうが、特別支援学校に通っている子どもよりも多いということなんです。ですから当然、学校の図書館、読書環境というところで見ますと、特別支援学級に通ってしようと、通級指導を受けてしようと、その学級が設けられている学校の学校図書館を利用するわけですから、学校図書館としてきちんと対応できるようになっていなければいけないということなんです。そういう状況が今、求められてきています。

さらにもうひとつ注目してほしいのが、発達障害の子の割合なんです。3.33%という特別支援教育を受けている子どもの割合とは別に、通常のクラスの中に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍していると考えられています。これは通常クラスの中に2人から3人そういう子がいるというような割合なんです。これ合わせてみますと、3.33%と6.5%で9.8%、約1割ですね。

学校に通っている子どもの約1割に何らかの障害のある可能性がある。

しかもですね、なかなか理解されない障害ってのがあるんですよ。特に皆さん、スライドに赤文字で書いたディスレクシアという言葉は聞いたことがありますでしょうか。ディスレクシアっていう言葉を聞いたことのある方どれくらいいらっしゃいますか。半分以上いらっしゃるようですね。発達障害の一種である学習障害の人たちのおよそ8割が、ディスレクシアであるというふうに言われています。学習障害の中心症状とも言われています。ディスレクシアのディスっていうのはできないっていう意味ですね。レクシアっていうのは読み書きということですから。つまり、読み書き困難なんです。

じゃなぜ読み書き困難なのか、実はそこが理解されにくいんです。なので、どうしても配慮が後回しになってしまう。というのは、私たちは読むのが難しい子というと、視覚障害の子は難しいってわかりますよね。でも、ディスレクシアの子どもたちは視力に問題があるわけではない。また、知的な能力に何らかのハンディがあるわけでもない。なのに、読めない・読みづらい、これはどういうことなんだろう、そこがやはりわかりにくいというか、理解されにくいんですね。

実は視覚認知のところ、スライドに映したように、文字がゆがんだり、ひっくり返ったりして認知されてしまう子どもたちがいるんです。これがディスレクシアの人たちの文字の見え方の一例なんです。どうでしょうか、みなさん、これらをスラスラと読んでみてくださいと言ったときに読めますでしょうか。こういう状態で読むということに関して苦しんでいる、非常に辛い思いをしている人たちが沢山いるんです。10人ディスレクシアの人がいると、10通りの読みの困難さがあるとされています。それくらい実は個人個人で多様なんです。

実はディスレクシアに気づくチャンスというのはあるんですね。例えば学校ですと、国語の時間に音読をさせたりすると、まず一語一語をゆっくり区切ってしか読めない子、すぐに詰まってしまってそれ

以降は進めない子、もちろんディスレクシア以外の要因なんかでも、そういう状態になる可能性はありえますけども、そういうような子がもしかすると、読むことが難しいディスレクシアの子どもかもしれません。でも、ディスレクシアかもしれないと考えるよりも先に、先生たちから出てきてしまうのは、明日の国語で音読するって言ったのに何で練習してこなかったんだっていう責める言葉なんですね。つまり怠け者ってレッテルがはられちゃうんですよ。努力しない子って。違うんですよ。本人は目いっぱい努力しても、読めない状態にあるわけですから。まだまだ理解されていないところがあって非常に辛い思いをしている子どもが沢山いる。

ディスレクシアの人たちは、これまで図書館とか学校で十分にサポートが得られなくても、個人的に自分なりに読めるように工夫を見出してやってきている人たちがたくさんいます。これからは、図書館だとか周りの環境が、ディスレクシアの人たちの読書を積極的にサポートできるようになっていくということが、重要になってくるんじゃないかと思えますね。

それでは、図書館としての対応という話になっていくんですけども、まずは基礎的環境整備のことから話していきましょう。合理的配慮の前提として、やっぱり環境がしっかりしているっていうことが、重要になってくるからですね。

いまご紹介したディスレクシアの子どもに限った話ではもちろんありません。様々な状態の子どもがいますので、どんな子にとってもということですが、環境整備に関して、私が一番にどうしてもあげたいのが、やっぱり周りの人たちの意識とか理解の向上ですね。図書館だけに限らないですよ、これ学校だってそうですし、あるいは直接、職員という立場ではなくても、子どもに関わっている人たちみんながきちんと意識とか理解を高めていくということが重要です。そのためには、研修の充実ですね。

そのほかにも、スライドにはいろいろあげていま

すけども、下から2つめですね。読書補助具だとか支援機器、こういったものも図書館や学校はぜひ取り入れていくと良いのではないかとことです。まずひとつ挙げているのが、リーディングトラッカーやリーディングスリットと言われるものです。スリットっていうのは、切り込みという意味ですね。ちょうど一行分だけ間があいているんで、これをあてながら読んでいく。そういう使い方をする道具なんです。これどういう子どもに有効かっていうと、ディスレクシアの子どもなんです。ディスレクシアの子どもといっても、見え方は様々ですから、みんながこれで読めるようになるわけではもちろんないんですが、これを当てることで見えにくさが改善する子どもがいる。しかも切り込みのところに色がついているのが特徴でして、黄色がディスレクシアの当事者の人の中では、比較的読みやすい色だって言われているんですね。これはすでに日本でも売られています。図書館の用品なんかを扱っているキハラという会社が、ネットでも買えるようにしています。

それから皆さん、書見台というのご存知ですか。図書館にある新聞の閲覧台ではありません。でも角度ついていますね。視力の弱い子どもなんかですと、拡大鏡なんかを使いながら読むことがありますよね。そういうお子さんにとっては書見台を使うと非常に読みやすい。なぜならば、まったくいな机で拡大鏡を当てながら読むと姿勢が丸まっちゃうんですよ。角度ついた書見台を使うと体にも負担がかからずに読むことができたりするんですね。実は先ほど見ていただいたディスレクシアの子どもの中でも、文字を拡大することで読みやすくなる子どもがいるんです。そういう人にも、書見台があると非常に便利です。

それから文字の拡大に関しては、こういう道具もあるんです。拡大読書器っていうんですけど、ご存知のかたどれくらいいらっしゃいますか。これはちょっと少なめですかね。これも、視力の弱い方のために使う道具でして、画面の下にカメラがついていて、カメラに向かって本開くと画面に拡大して映るという仕組みなんです。これを用いることで、

読みやすくなる人たちがいるということなんですね。

それから、こういう道具もあるんですね。普通のパソコンですね。その横にスキャナーが置いてあって、本のページをスキャナーに読み取らせると、パソコンに入れてある音声読み上げソフトで読み上げてくれるという装置なんです。音声読書器といいます。音で読んでくれる。でも機械で読むわけですので、漢字の読み間違いっていうのはどうしても出てきてしまうんです。やっぱり漢字かな交じりの日本語って難しいんですね、機械にとっても。例えば、羽田。はねだ、はだ、はたなど、いろんな読み方があるでしょ。それを読み分けるっていうのは、まだいまの技術では難しかったりします。でも、多少の読み間違いはあっても全体の中身をぱっと知りたいなんていう人、特に視覚障害のある中学生・高校生くらいで勉強に必要な情報をすぐにいっぱい得たいなんていう人には、非常に便利なツールとして使われていたりしますね。

それからバリアフリーな資料についてです。いろんなものがありますので、これはぜひ学校図書館や公立図書館には、いろんな子どもが利用できるように整備していったほしいなと思うんですね。

点字の資料、これは皆さんどういうものかご存知だと思います。点字を用いた触る絵本というのもあったりします。会場には、実際のものがいろいろとご用意いただいているようですので、のちほど直接手にとってご覧ください。私もいくつか現物を持参しましたので、ご紹介したいと思います。これは、『しろくまちゃんのほっとけーき』（わかやまけん、こぐま社）です。私しろくまちゃん大好きなんですけど、これも触る絵本なんです。同じ作品に、通常の絵本と触る絵本があります。同じ作品でこういう複数の媒体がでてるようなものは、ぜひ両方そろえておくとういと思いますね。

文字の大きい本というのがあります。これは講談社の青い鳥文庫、その文字の大きいバージョンなんです。どうですかね、この文字の大きさ、こういう文字の大きいものがありますので、公立図書館ですと、通常の児童書コーナーのところに普通におい

て、誰でも借りられるようにしておくといよいでしょうね。学校図書館でも、今これを入れているところが増えていきますね。文字の大きい本を必要としている子どもは視力に障害のある子どもだけではありません。先ほど言ったディスレクシアの子どもでも、文字が大きくなって読みやすくなる子どもがいます。そういうことへの対応でも有効な資料だと思います。

手話絵本、これはDVDなんですけれども、絵本を手話で読み聞かせをしている映像作品となっています。これは、手話を第一言語としている聴覚障害の子どもだけではなく、手話というものがどういう言葉なのかをすべての子どもたちに知ってもらう機会としても、有効じゃないかなと思います。

布の絵本ですね、これは会場に現物がありますので、後ほどご覧いただければと思います。

LLブックです。LLブックっていうのはご存知でしょうか。これは私の研究室で作って希望する公立図書館に配付したLLブックなんですけれども、やさしめの日本語の文章、写真や絵、そしてピクトグラムっていうんですけれども、よく公共施設の入口の上に緑色のランプで逃げるサインがついていますよね、あれピクトグラムなんです。絵記号ともいいますけれど、そういったものを組み合わせて作られている資料なんです。LLブックのLLはスウェーデン語でやさしく読みやすいという意味なんです。どういう人が主な読者対象かっていいますと、知的障害のあるヤングアダルト層ですね、中高生以上。つまり、小学部の子どもまでは、絵本が楽しめます。知的障害のある子どもは本嫌いでも、読めないんじゃないんです。絵本がものすごく大好きですからね。でも、やっぱりある程度の年齢なっていくと、当然ですけれども知的障害のある子どもであっても、やっぱり絵本はもうちょっと卒業したいと、好きだけ違う本も読みたいっていうニーズが出てきます。そういった時に、それに応えられるものが少なかったんですね。今までどうしても雑誌とか写真集とか、そういうものしか手に取らなかった。LLブックがあれば、読書のバリエーションを広げることができ

るわけです。実際に販売されているLLブックも複数あります。中学校あるいは特別支援学校でも中学部以上の子どものために、また公立図書館でももちろん、LLブックが整備されるといいんじゃないかなと思います。



マルチメディアデジターです。これは電子書籍なんです。マルチメディアデジターは、こういうCDなんです。このCDをパソコンに差し込むだけで利用できるという電子書籍でして、パソコンに画面が立ち上がります。そうすると当然本文や画像が出てくるんですけども、あわせて音声で読み上げてくれるんです。しかも機械の音声で読むんじゃなくて、肉声で録音したものが再生されるようになっていますので、読み間違いはありません。読んでくれている文字のところに色がつくんですね。しかも、つく色が標準色は黄色になっています。先ほどディスレクシアの人が黄色だと見やすいっていうことをいいましたけども、そういうことも実は関わっているんです。後は利用者が自分でカスタマイズできるんですね。どうカスタマイズできるかっていうと、文字の大きさが自分で変えられます。読む速度も自分で変えられます。さらに、背景色を変えたりもできるんです。そうすることで、ある意味先ほどご紹介した、文字大きい本とか、音で読み上げるとか、いろんな機能をひとつのツールで実現できるというような媒体なんです。公共図書館や学校図書館に対しては、伊藤忠記念財団がいくつかのマルチメディアデジター作品を無料で配っています。

ここまで紹介してきたようなバリアフリーの資料っていうのは、まだ数としてはものすごく少ない。

出版社さんも、ものすごく努力されていて、本当応援したいんですけども、でも数がなかなか増えていかないとか、広がっていかない。それはやっぱり、買ってくれる図書館がまだまだ少なかったりするんですね。もっと全国の図書館が、学校が、どんどんこういうものを入れていってほしいっていうのがありますし、そうすることで、もっともっと広がりが出てくるんじゃないかなと思います。

また、どうしても数がまだ限られているところもありますから、図書館同士でのシェアですね、お互いがシェアしあうっていうことも必要になってくるかと思うんですね。

あとは、最後に改めて触れたいんですが、これらの資料を図書館で作ることもできます。

合理的配慮の話ですね、これは個別の対応っていうことなんですけれども、ちょっと時間もおしていますので、いくつかだけ。今日ご参加の皆さんの中でも読み聞かせとか、お話しに携わっている方もいらっしゃるかと思うんですが、子どもに対しても対面朗読（対面音訳）が重要です。子どもでも必要としているんですね。対面朗読の部屋がない図書館なんですけどとか、学校には対面朗読の部屋はありませんよっていう声を聞くんですが、空いたスペース（会議室など）を使っても、対面朗読はできます。

それから図書館でバリアフリーの資料を作れるって言いましたけども、これどういうことかといいますと、著作権法37条3項、お手元にガイドラインを資料（P.45～）として配布しているんですけども、この37条3項の規定によって、公共図書館や学校図書館では、バリアフリーな媒体が作られていない本に関しては、原本の著者などに許可を取らなくても、音声化などの複製と自動公衆送信ができます。6年前（2010年1月）から施行になっている法律なんですけど、実はあまり知られていません。これに図書館が取り組むには、やっぱり音訳者の方などをもっと増やしていかないと、図書館員自らがやるっていうのはどうしても負担が重いですよね。それこそ過大な負担になってしまいますから。そう

いう意味では協力していただける方を、もっともっと育てていく、大事にしていくってことが重要なと思いますね。

ということで、もう後残り時間も3分ですのでまとめたいと思います。みなさんお手元に資料（P.44）としてつけているんですけども、日本図書館協会という団体があります。その団体が、つい2ヶ月前の去年12月に新たな宣言を出しています。「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」です。これどういうこと言っているかというのは、お手元に配付資料がありますのでご覧いただきたいんですが、注目すべきは3つめの黒丸のところこういうふうに書いてあるんですよ。「全国のすべての図書館と図書館員が、合理的配慮の提供と必要な環境整備とを通じて、図書館利用における障害者差別の解消に、利用者と手を携えて取り組むことを宣言する」。すべての図書館なんです。うちはやらなくていいとかではないんです。すべての図書館が向き合っていこうよ、しかも利用者と手を携えるんだ。やっぱりこの考え方ってすごく重要ですし、そしてさっきも言ったように、ボランティアさんとか協力者さんとも手を携えていかないとまわっていかない仕事ですから、そういったことを図書館としては今後さらに力を入れていかないといけないっていうことになるんじゃないかなと思います。

さらに、日本図書館協会では「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」というのも今年の3月、来月ですけれども出そうという予定になっています。もしご関心ありましたら、日本図書館協会のホームページをご覧くださいと、案の段階ですが全文が載っています。

最後にですけれども、今日お話をしてきました合理的配慮と環境整備なんですけど、どうしてもまだまだ特別にやらなきゃいけない取組みっていうふうに、私たちは捉えてしまうんですが、これは特別な取組みじゃなくて、当たり前になっていくってことを私たち目指していきたいなと思っています。実際に「ユネスコ公共図書館宣言」という国際的な宣言文があ

るんですが、その中にはこう書いてあるんです。
「理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々・・・に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない」まさに今日ご紹介してきた内容がきちんと提供されていくことが重要なんですね。そうすることですべての人が利用できる図書館を実現できる。

そういうのを用意するのは、別途なんかやらなきゃいけないとか、おまけの仕事のように考えてはいけません。基本中の基本だっていうふうにこれから捉えていきましょう。そういうふうに図書館としては捉えていく必要がありますし、それを周りでサポートしていただける皆さん方は、ぜひそれを応援していただきたい、そういうふうに思うんですね。

ということで、図書館としてはですね、何ができるかっていうことを考えて、過大な負担のないところから、できることからひとつひとつこれからやっていくということになるかと思います。また、周りから応援していただける皆さん方のお力添えが、絶対に不可欠ということですので、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思います。

1分超過しましたがけれども、これで私の話は終わりたいと思います。どうもご静聴ありがとうございました。

(第1部終了)

《第2部 実践報告 「特別支援学級での楽しい読み聞かせ」》

講師 ^{むらかみときえ}村上勅江氏（元埼玉県公立学校教諭）

資料：P. 49～53

村上さんは埼玉県の公立学校で長年、教諭をされていました。現在はボランティアとして色々な学校で活動されています。

短い時間ですけど、よろしくお願ひします。私は学級担任としての実績が主ですが、今はボランティアとして色々な学校をお手伝いさせて頂いているので、その場合の本の選び方とか、与えられた時間の展開の仕方が異なるんです。皆さん、ボランティアの方が多いと聞きましたので、どこまでお役に立てるかと思いますが、基本は同じです。ボランティアの場合でも私は45分頂いているので、毎週行っている所もありますし、年に何回か行っている所もあるので、朝の15分と、また間の45分間とかで本の選び方が違うので、どこまで触れられるかわかりませんが、基本的な図書を紹介しながら短い時間、お話をさせて頂きたいと思ひます。

野口先生のおっしゃった合理的配慮の1つは、私が考えるには、身近に蔵書構成の豊かな図書館があるということです。公共図書館は0歳児から生涯学習までですので、それがとっても大事です。

2つ目は選書です。絵本の選び方です。障害の特性を考えた、知った上での選書が大事だなと思ひます。

簡単に、志木市の学校が最後の学校でしたので、紹介したいと思ひます。

たまたま、少し前の朝日新聞に載っていましたので、資料(P. 53)をご覧下さい。融合と言ひまして公民館と図書館と小学校が融合している所です。子どもたちは、自由に公共図書館を使っています。

一般書のコーナーです。たぶん2月頃だと思ひますね。大人の月刊誌とか女性誌を女の子が読んでバラエティのチョコレートの作り方を見ているのかなと思ひます。男の子はサッカーとか話題のスポーツの雑誌を楽しんでいます。新聞も自由に読めます。「鉄道ファン」というのは、鉄道男子やてっちゃん

に人気なんです。毎月、月刊で出ます。児童書に出ている電車の絵本には、全く興味ありません。より専門的な本を特に情緒障害の子どもが手にし、読みます。

手前のオレンジと青の帽子は保育園のお子さんです。この子たちと一緒に常に志木市小学校の子どもたちも図書館を利用しています。

ここで重要なのは、オープンスタイルということです。原発事故の前に建てた学校で冷暖房がもたないから最近ではビニールでこのように区切っています。

奥が図書館です。ドアがないです。休み時間、知り合いのお母さんかな、「あらっ」て感じで出会っています。図書館の周りも大変、賑やかです。よくある3階の奥の静かな端の図書館ではありません。人気のセンターです。一番、人が集まりやすい所です。大変賑やかです。お隣もフリースペースで色々やっています。そんな環境です。

ここからです。公立学校の特別支援学級ですので、情緒障害のお子さんと、知的障害のお子さんの2つのクラスがあります。知的のお子さんは、知的の障害のある方、情緒障害の場合は、先程野口先生がおっしゃった様に知的に遅れはないお子さんもいます。それ以上に、本当に能力の高いお子さんとか、非常にある事にこだわりのあるお子さん等います。ですから、蔵書構成が豊かな公共図書館がとっても大事です。

ある4年生の知的のお子さんは、くる日も「しろくまちゃんのほっとけーき」、その次の日も、その次の日も借りて金曜日には「あなたこれで5回目なんだけど」と言われて、「いいのー」と言っ借りていきます。とても大好きで、学校にはないので、借

り終わっても、また読みたくて借りていきます。これは一般の学校図書館には無いかもしれません。先程の「鉄道ファン」も月刊誌でとても人気です。なかなか学校図書館で採って頂ける所はないのではないかと思います。ですから、とても蔵書が大事だと思います。私が考えている、身近に蔵書構成の幅広い図書館があるということです。

これは、毎朝の読み語りです。読み聞かせではなく、読み語りで、お互いに交流するという、月、火、水、木、金って特別なことがない限り、毎日読みます。本の選び方は、後で時間があったらお話ししますけれど、日々違うものは読まないです。子どもの反応があった本は一月持ちます。最初の1週間は私が読んでいくんですけど、2週目になると自分たちも読みたがるんです。自分が読んで、その後、人を見たらまた自分もこうやっていいってなるんです。毎日皆が読んだら大変ですので、順番でいくと一月は持ってしまう。月、火、水、木、金で4×5=20!?それは大変なことだっていうことは全く無いです。もう1冊で十分、一月持ちます。子どもも満足しますし、間違えてもいいんです。もう皆、よく内容は知っていますから。そんなことで毎朝の読み語りです。

これは図書相談員さんで「学校司書さん」と呼ばれています。おはなしの部屋で週1回、読んで頂いています。それで毎朝の読み語りです。朝は大体、朝の体操と、歌と、本読みです。それで大体、朝の会は1時間目の半ばぐらいまで使います。

障害への視点から言います。あそこに置いてある本の著者は東田直樹さんと濱口瑛士さんという方で最近1~2年テレビとかメディアで取り上げられている若い方です。

東田さんは自閉症スペクトラムの方、濱口さんは中学生で絵を描かれる方ですけども、発達障害だと思います。お2人の本を読んでみますと、東田さんは「僕が視線が合わないのは前に色々な情報があるから、どこに視点を持って行って良いのかわからない」って言っています。例えば、1枚の絵があったとします。向こうのほうに山が見えていて、こち

らのほうには牧場があってここに女の子が居た場合、自分はどこに視線とか気持ちを持って行ったら良いのか分からないと。



濱口さんの場合は、算数が苦手だったんですね。学校に入る前は割り算は出来たけれど学校に入ったら先生がブロックを使うようになった、混乱して分からなくなったって書いてありました。ブロックが2つと、数字の2が上手く繋がらないんですね。そんなことで、障害の特性と、難しい研究書を読まず、そういう方が書いた本を読まれると勉強になると思っています。今日、東田さんの本はあります。色々な海外でも読まれているそうです。

それで、エリック・カールです。とても分かりやすいですし、何遍でも読んでいます。

「できるかな? -あたまからつまさきまで-」です。あれを読みますと、自然に子どもたちが動物の動きで、一緒に動いて一通りの柔軟体操が終わってしまうんです。これも毎朝ずっと一月ぐらいやり、最後は英語版を読みます。最後は、「I CAN DO IT, I CAN DO IT」でずっと、動いていきますので、とても楽しめました。丁度その頃、銀座のデパートで「エリック・カール展」というのをやっていました。それで行ってきました。エリック・カールの技法というのは、こういうトレーシング・ペーパーみたいな紙に沢山の絵をつけた紙を用意しておくんです。これを切り取ってコラージュ風にして絵を仕上げていくというのが紹介されていたので、「じゃあ、皆もエリック・カールになろう、なってみよう」ってこういうので切り取って動物とか作品を仕上げていきます。ですから、子どもたちは

絵を見ただけでエリック・カールだってすぐ声が出て、よく分かります。

これはきたやまようこさんの「ゆうたくんちのいばりいぬ」のシリーズです。これは今も使っています。とても大好きです。別冊2冊を含めて11冊あります。文字を写す練習をしているんですが、この人たち、本を見ているフリをしていますけれども、大体、覚えています。ここで大事なのは今日、私のレジメの字体はゴシック体で書いたんですね。あえて、明朝体の文字はやはり読みづらいですね。先程、野口先生がおっしゃったんですけど、字体も大事だと思っています。これは、ここではお知らせしたいなと思うことです。自分たちで読んでいくってことです。

あと大型絵本と、小型の絵本があります。エリック・カールの「はらぺこあおむし」も大きい方と小さい方があるんですけど、やっぱり小さい方は、全く興味、関心無いです。別物ですね。大型絵本は、大きいのは先生のものだと思っています。小さいのは可愛いなあなんて大人は喜んで買いますけれども、やはりこの大きさはとても大事だと思います。この絵で、伝えたいものの内容は、この大きさ、とても作る側も大切にされているんだと思います。小型版は、子どもたちは全く別物だと思っていました。

「ゆうたくんちのいばりいぬ」シリーズは、とてもシンプルでどこに目線をもっていったらいいか、とても良く分かります。「おおきなかぶ」と「てぶくろ」ともう1つ出てくるのが「ぞうくんのさんぼ」です。これは読書の入門期の基本だと言われていました。それで今日は最初に「ぞうくん」をいきます。「ぞうくん」はとても大好きでしようがなかったです。これは5月、6月、7月...3ヶ月かけてやりました。もう皆、暗記して最後はペープサートで仕上げたんです。私が一番びっくりしたのは、図書館の英語版の所のコーナーからたったこれだけで(絵本の背表紙)英語版「ぞうくんのさんぼ」を見つけてきた子がいたんですね。それほどすごく好きなのかなと思って。英語版は全く別の所にありますので、びっくりしました。

これは日光に修学旅行に行った時です。「ふくべ」というのがあって、ひょうたん、本当は縦になっているんですが、色々な顔を描きます。5年生の1学期に扱った本が6年生の5月の修学旅行で「ふくべ」を作ってきたのはとてもびっくりしたんです。「ぞうくんだ」と言われて、なるほどぞうくんだなと思いました。向こうは子どもが描いたんですけども、この「ぞうくん」が5、6、7月でやっていたんですけど、休み時間になる度に私に「割り箸欲しい、割り箸欲しい」と言ってきたんです。ですからスーパーで割り箸お断りしなかった、お弁当買う時に。とにかく休み時間になると、ぞうくん作って出すんです。とてもね、大好きでした。

「ぞうくんのさんぼ」のなかのひろたかさんです。この点字版を出すって言われたんですけど、私は「てぶくろ」と「おおきなかぶ」と「ぞうくん」を比べて、どこが違うんだろうかと自分で考えた時、やっぱり「ぞうくん」は色なんですね。あのうすいブルーとうすい緑、私としては、子どもたちに受け入れられた理由じゃないかと思います。やはり自然の情景で向こうに山があって海があって空があるというのがとても落ち着きがある色で、大人にとっても落ち着きます。それが子どもたちが好きな理由です。

これ「ぞうくんのあめふりさんぼ」ですが基本はこちら(「ぞうくんのさんぼ」)ですね。これ、お手紙になっているんです。(実物の作品を見せながら)「ぞうくん、わにくん、あります。おべんきょうします。ずこうしたい。」って書いてあります。全く別の時に書いたんですけど、お客様に対して、お礼に、やっぱり「ぞうくん」描いています。こっちはわにくんと、かめくん、ぞうくん、とても上手でこの彼も5年生の時に「ぞうくん」やったんです。その時の子が中学生になって学校に来たんです。学校に来るってことは、図書館に来るということで、私も図書館に行って、どうするかと思っていたら「ぞうくん」を取り出してきて喜んで私に見せていて、「ぞうくん」を出せば私が喜ぶと思っているの分からないですけども。(笑)中学生になっても忘れない「ぞうくん」でした。

「おおきくおおきくおおきくなあれ」これは、ま
ついのりこさんの紙芝居です。やはり、自分たちも
楽しむことばかりでなく、自分たちでもつくれるん
だということやってみました。これもやっぱり「ぞ
うくん」、大きくなるんです。この紙芝居も楽しみま
した。

著作権のことですが、特別支援学級、障害がある、
なしではないと思っています。改ざんしたり、余計
なことはしないで、少し緩やかなんだという程度で、
よく色々加えて絵に足したり、言葉を足したり色々
なことをされる人がいますけど、やはりなるべく原
作を大事にして劇をした時も大体、3点セットは劇
場型になっていますから、余計な言葉を足したり、
消したりする必要はないと思っています。

これは朝日新聞のオーサー・ビジットに挑戦した
んです。それでその当時はまだ支援学級とか支援学
校とかにまだどなたも来ていらっしやらなかった。
だから私は絶対に大丈夫だと思って長谷川義史さん
をお願いしたんです。「おじいちゃんのおじいちゃん
のおじいちゃんのおじいちゃん」とか「いいからい
いから」とか。言葉の響きが大好きなんです。

「さる・るるる」とか、「カニツツン」とか「も
けらもけら」とかもです。何しろ楽しいです。東武
東上線に乗って来て下さいって。忍者検定までしま
したよ、体育の授業で。これもやっぱり3ヶ月ぐら
い掛けました。でも来ていただけなかった。けれど
も、子どもたちも、一生懸命やったので、私も気持
ちが治まらないので、個人的に、津田櫓冬さんにお
願いしたんです。津田さんの本は、郊外学習で水族
館に行く時に、水族館ってというのはどういうイメ
ジがよく分からないので扱いました。津田さんの本
を沢山紹介しようと思って読んだ時に取り上げたの
が「トビウオのぼうやはびょうきです」です。ただ
お魚関連でつい選んでしまったんです。これが、大
変なことで、第五福龍丸を元にして、海で事故があ
って、仕事に出たお父さんは帰ってこないし、近所
の方もどうしたのかな、帰ってこない、トビウオの
ぼうやは、粉を被って病気状態だったんです。それ
を読んだら子どもたちが、何やらザワザワ言い出し

て「これは前編だ」とか「続編があるはずだ」とか
「後編はどうした」と言いました。後編は無いし、
そこは触れないで、津田さんに来て頂いた時にその
話をお願いしてみようということに残しておきまし
た。

津田さんに来ていただいた時に大好きな「ぞうく
ん」の英語版を読んでもらったんです。
そして、津田さんに「トビウオのぼうやはびょうき
です」を読んで頂いたんです。

これは、津田さんの了解で、本来はここに写して
はいけないんですけども、第五福龍丸が事故で、ず
っとお父さんが海に出ていて、津田さんが、文章を
「作ったいぬいとみこさんはもういなくなられたか
ら、あとは君たちで考えて下さい」と言われたので、
作りました。

色々なお子さんの合作です。(子どもの描いたもの
を見せながら説明)「かえってきました。きんいろの
サンゴをたべるとびょうきがなおるらしい」国際会
議なんですよ、これ、一応。それで「きけんな、
ばくだんをきんし」これを作ったのが2009年の
2月頃です。そのあと、どこの出版社とは言えない
ですけど、津田さんを通して、出版したいと言わ
れたんです。けれども、色々な問題を抱えているの
でお断りしました。お願いをされたのは一度ではな
かったのですが、2009年の2月頃に言われまし
たから、もし出来上がっていたら、東日本大震災の
その少し前だったかもしれないです。来ていたら、
きっとメディアでかなり話題になっただろうと思
います。支援学級の子どもたちもやはり、こういう
ことは不安だからやめたいって考えていけるのだら
うということです。あの子たちが何も分からないとか
ね、そういうことではないんだろうということです。

それでこのあと仕上げで読んだのが、たまたま海
がきれいな本が読みたい、どうせなら紙芝居がいい
と、探したんです。そこで読んだのが「かりゆしの
海」です。写真紙芝居でこれを読んだ後、子ども
たちは最後に「海がきれいだ」と言ってくれたん
です。私は「それで良かったんだなあ」と思っ
ています。特別、障害がある子どもたちも、平和の
ことも、環

境のことも、何も分からないということではなく、図書館資料をどの様に持っていか、彼らの特性をよく考えた上での編集をすれば色々な事は伝えられると思っています。

ボランティアの方が沢山いらっしゃると聞いたので、私は知らない所へ行く時は、必ず、まず最初に食べ物関係のものを持って行きます。どこから来たか分からないおばさんが来て急に本を読むというより、まずは子どもたちの一番の関心は食べ物ですから、ここから、子どもたちと交流をしていきます。ホームページで今日の給食なんかを調べておいて今日はおでんがあるなと思ったら「おでんのゆ」という本があるんです。真珠まりこさんの絵本です。あれを読んでみるとか。どうやらみかんが出るなと思ったら全部読まなくていいですから「みかんのひみつ」という本があるんです。部分的にでも見せて紹介するのもいいです。来週郊外学習に行くらしいと情報を得たら、おべんとうの本や、おにぎりの本とか、そういう本を選んで全部でなくても紹介していただくと、とてもいいのではないかなと思っています。まず、知らない所へ行く場合は必ず、食べ物関係の本を持って行きます。

よく聞くことですが、ボランティアの方は順番に、6年生から1年生までをぐるぐる回っているらしいですけれど、やはり特別支援学級ではある程度同じ方が回られた方がいいのではないかと思います。子どもたちと関わりあいながら、ああそうだったのかとか、子どもたちこういう反応があるんだろうなとか、色々な発見がありますので、じゃあ、次はこの本持って行ってあげようと前に進みます。始めはちょっととまどいがあると思いますが、繰り返し半年とか一年間担当されたほうが更にボランティアの方自身も楽しいし本を選ぶのにも迷いが無くなっていくのではないかなと思っています。

最近持って行った絵本です。「サンドイッチサンドイッチ」、これは、一時間毎朝読んでいたんです。月曜日の読み方は「今日の朝、皆何食べてきた」って順番に聞いてから読んでいきます。次の日は「サンドイッチの具で好きな具は何？」と聞いて、それ

であとずっと読んでいくんです。水曜日になると、最後に飲み物がありますから「飲み物、何がいい？」と聞くと、牛乳とか、ビールとか、コーヒーとか色々出てきますね。それでいいですよ。私が一時間読むと次の日子どもたちが自分で考えているんです。色々工夫して読んで、そんなことで扱ってました。

おはなし会にはぜひ、同じ方が入られるといいですし、あと大事なことは読んだ本は置いていって欲しいです。けれども、扱った本はすぐ読みたくて持ち帰ってしまいます。その為に学校図書館があります。必ずお宝があるんです。その発見の仕方は今日は時間が無くて申し上げられないんですが、必ず沢山ありますので、ぜひ読んであげて欲しいと思います。今日は紹介していませんけれど「ぼくたちのコンニャク先生」とか、障害の子に障害の本も大丈夫かなと思ったのですが、子どもたちもとても喜んで心配そうに大丈夫かなって気持ちで見ましたので、ぜひ、色々な所で読んであげて欲しいと思います。



オーサー・ビジットのことを紹介します。朝日新聞ですけれど、よくご存知の方も多いと思いますが、このような色紙があるんですね。色紙に来て欲しい理由を書いて裏に学校の住所とか児童数とか書くのですが、それでは目立たないと思ひまして、作戦を考えてこんなに大きくしたんです。子どもたちが全部書きました。本来はどの学校もたった1枚の裏表ですけれどなんとか目立ちたいと思ひました。これ津田櫓冬さんに書いたものです。顔を描いたり、色々なお魚のこと、生き物のことを教えてもらいたいと書きました。

多分、応募される学校があるかと思ひますけれど、出来るだけ目立つように工夫してやったんですけど...どこまでお役に立てたかなと思ひますが、一番大事なことは、やはり、野口先生の「合理的配慮」から考えると私が志木小学校で色々できたというのはそのような読書環境があったことです。あと2つ目は障害の特性を考えた上での本の選び方です。沢山のお宝があるので、ぜひ、そのことを知っていただきたいと思ひ、皆さんに出来るだけ身近な本で紹介させて頂いた訳です。十分ではなかったと思ひますが、ありがとうございました。

(第2部終了)



「できるかな? あたまからつまさきまで」
エリック・カール さく/くどうなおこ やく
(偕成社)

《第3部 実践報告

「絵本でバリアフリー～わたしたちはこんなふうに絵本を読んでいます～」

講師 ^{こしたかれいこ}越高令子氏（松本市書店「ちいさいうち」経営）

^{とよしま}豊嶋さおり氏（「本と子どもの発達を考える会」事務局長）

資料：P. 54～60

越高さんは1980年に松本市に子どもの本を中心としたお店「ちいさいうち」を開いて、1996年から県立子ども病院のプレイルームや病棟でのおはなし会をコーディネートされ、2010年から「本と子どもの発達を考える会」を設立、代表を務められています。そのほか、「いのちの本展」の出前事業、特別支援学級、施設での読み聞かせをされています。

豊嶋さんは、「本と子どもの発達を考える会」の事務局長、子ども病院や支援学級でのおはなし会の実践者です。5年間の実践を小冊子にまとめるなど、活躍されています。

こんにちは、越高令子です。

本日はお招きいただきまして、どうもありがとうございます。長野県の松本市という所からやってまいりました。わたしは子どもの本屋をやって今年で36年目になるんですけども、店を開く前から子ども病院での読み聞かせですとか、それからハンディキャップのある子どもさんたちへの読み聞かせに非常に関心を寄せていました。今回こういうお話をさせていただく機会をいただいて本当に喜んでます。今日お話をさせていただくのは、短い時間で1時間ちょっとしかないんで、どんな事をお話させていただこうかなあと考えたんですけど、2つに絞ってお話をさせていただきます。

1つは、小学校の特別支援学級で3年間、先程村上先生がおっしゃられましたけど、同じ人が1年間に6回、次の年も継続で計12回やったお話会。同じ人が同じ所に行ってどういうふうにして子どもさんたちと本を読んでいったかというお話と、それからわたしたちの会ではいろんな事をやっているんですけど、プロがやれる事と、ボランティアができる・やれる事って本当に違うと思うんです。それで、じゃあわたしたちに何ができるかっていうので、直接の、例えば病院の子どもたちへ読み聞かせとか、施設の子どもたちに読み聞かせですとかに代表される、直接の読み聞かせ活動のお話と、自分たちが一番信頼している本、力を持っていると思われる本を通し

て、小学校の普通学級とか中学校とかで、「共に育っていく命があつていろんな人達が世の中にはいっぱいいるよ。でも、そういう時どんな人がいるかわかんないよね。でも、本はそういう時にはきっと読むと、いろんな事を教えてくれるしとっても役に立つよー。」というメッセージをしたいということで、今とても力を入れているもう1つの活動は、「支援を必要としている子どもたちの本展」とか、学校図書館での「いのちの本展」の展示です。そのいのちの本展というのは、本を使って子どもたちにどういったメッセージを届けるかという活動です。今日、実際にどうやっているのかっていう事を、実演を交えてお話をさせていただければなあと考えています。このお話をさせていただく時間が非常に短いので、本と子どもの発達を考える会の活動っていうのはザーッと一覧表（P. 55）をまとめさせていただきました。最初は長野県立こども病院のおはなしボランティアというのが基になって、それを長いことボランティアでお話をしていたメンバーを中心に、伊藤忠財団から助成金をいただく事になって、まさに機は熟したという感じで、わたしたちのやっている事を逆にもう少し違う形でアピールする時間・時がきたのではないかという形で、そのいただいたお金をぜんぶ支援の子どもたちを理解する本を買って、ブッカーで装備して、そして展示したりする仕事から始めました。そして現在は、なんと恐ろしい事に

さっきも事務局長に聞いたんですけど、191名の会員。5年前に立ち上げた会がこんなに大きくなってしましまして、あの活動もすごく幅が広がって、できることなら逃げ出したい。と思うくらい、いろいろな活動の幅が広がっています。そのお蔭でこのように今回もまたいろいろな出会いをいただいたんですけども、とってもすてきな出会いをいただいて、自分たちのやれる事が、ひとつひとつボランティアだからできる事っていうのがわかってきました。今日ボランティアの方が多いと伺ったので、こんなことはどうでしょうかっていうお話の提案ができれば嬉しいなあって思います。これから具体的にお話させていただくんですけど、実はわたし、一番最初に始めたのはたったひとりでした。こども病院で「越高さん手伝って」って言われたのがキッカで、こども病院の読み聞かせボランティアを立ち上げたんです。それはたった一冊の本の出会いから始まっているんです。お読みになった方はたくさんいらっしゃると思いますけれども、『クシュラの奇跡』という本です。この本は、とっても重い障害を持った子ども、クシュラの、3才8ヶ月までの記録なんですけれども、いろいろの事をわたしに教えてくれました。お店を開いて5年目にこの本出会ったんですけど、この本こそ、わたしのこの会の活動の一番基礎になっている本なんです。わたしは実はこの本を書いたバトラーさんという方に3回お会いしました。松本にもお呼びして、500人来ていただいて講演会をしたんですけども、この本、お読みになっていない方は、是非これから障害の子どもさんたちにも本の読み聞かせをしたいなあっていう方は、是非一読していただきたいと思っています。この本の中で、クシュラっていうすごい重い障害の子が、親とおじいちゃんおばあちゃんの読み聞かせのお蔭でどんどん言葉を獲得していく過程が克明に書かれているんですが、言葉を獲得するとかっていう事だけではなくて、このクシュラっていう女の子が本の中の友だちを得た事こそ本当はとても大きな事だったんじゃないかっていう言葉があります。わたしはその言葉にすごい共感しました。自分も本の中で

いろいろな友だちに出会い、そして人生の楽しみとか幅を広げさせてもらったなあっていう思いがあるので、とっても素敵な言葉だなあって思いました。バトラーさんをお呼びした時に、バトラーさんがまたすごくすてきな言葉をくださって、それはここに書きましたが、3つのLっていうお話をさせていただいたんです。その3つのLっていうのは、Love & Laugh & Learnというんですけど、人を愛すること・それから大声で笑うこと・それからLearnというのは学ぶこと。この3つが子どもたちにたくさんできるように、わたしたち大人は力を貸してあげましょう。どんな素敵な思いでも大人が手助けしてあげないと子どもの中には届かないんですよっていう事をおっしゃいました。わたしたちの活動はいつでも原点に戻ると、この3つが子どもたちに十分満たされるようにわたしたちのできる一番大好きな本で手助けしていきましょうという活動です。その事をお話させていただいて、具体的な活動の報告に入りたいと思います。

それではここから豊嶋さんにバトンタッチしますが、彼女はずっと特別支援学級の責任者として細かく配慮して、いろいろなセッティングから始めて、それからどんな風にやっていくかという事を緻密にプログラムしてくれました。実際に聞いていただくと大変良くわかると思いますので、ここからはバトンタッチをしたいと思います。



はじめまして。豊嶋と申します。今日はよろしく
お願いします。

わたしたちの会を立ち上げる以前から私も地域で
おはなしの会を主宰していますので、公共図書館は
じめ小学校・保育園、それから近隣に養護学校があ
りまして、個人的には養護学校の重度のクラスに何
度もお招きいただいたりして、いろいろな子どもたち
に関わってきました。会を立ち上げたからには、こ
れまで、やりっぱなしだった事を、整理をしていく
事をひとつの目標にしました。つまりわたしもいろ
んな場所に行って、いろいろな子どもたちと本を読み
ましたが、「あー、今日は良かった。」にしても、「あ、
今日はちょっと上手くいかなかったなあ。」にしても、
結構その時そのまま通りすぎてしまって、悪い言葉
で言うとやりっぱなしだったんですね。それを、き
ちんとした形にまとめて、そして仲間と共に少し研
究したり検証したり考えたりしていこうという事で、
松本市内の小学校特別支援学級、3校にご協力をい
ただきまして、先程も会長が申しました、2年間年
6回計12回同じ者が定期的に読み聞かせの授業に
訪ねるという方式でやりました。そこについて少し
ご紹介をしたいと思います。

先ず一番目に大切にしていること、と書きました
けれども、簡単に申し上げます。環境を整える事で
す。子どもたちが落ち着いて参加できるように、布
を貼ったり掲示物を隠す等、それから子どもたちの
位置も大切でした。イスを用意したり、ある子はイ
スと机を用意したりですね。それぞれが落ち着いて
参加できる環境を整える事を先ず大切にしました。

それから二番目は、全員が疎外感無く楽しく参加
するという事を、最も重要視しました。例えば簡単
に言うと心理描写や情景描写の多いような本はむし
ろあまり選ばずに、全員がわかった、おもしろかつ
た、一緒にできたという風に思える事を主眼にプ
ログラムを組みました。具体的にこれから少しお話
させていただきたいと思います。

では、先ず一冊読んでみます。ちょっと遠いです

けれど、みなさん。

『どどどどど』 五味太郎 さあ、これなんです
しょう？(ブルドーザー)

あぁブルドーザー。そう、ブルドーザーがすすんで
いくよ よく見てよく聞いてね。

「どどどどど五味太郎」「どどどどど」「どどどどど」
言葉を音程にのせて読む

「どどどどど」「どどどどれれれれ どどどどれれれれ
どどどどふぁそら どどどどしどど」

あ～あ 「どれどれどしどし どみそそみど どど
どどれ」

あれ？道が無くなっちゃった。さあ、このあとブル
ドーザーはどうするかな？(言葉をひきだす)どう
ぞどうぞどんどん言ってください。子どもたちは、
結構いろんなこと言ってくれます。どうするかな？
バックする。とかですね、落ちるとか、人が言っ
てないことを言いたくて、その他いろんな事言ってく
れますが、絵本の特性ってやっぱり、ここで次どう
なるかなって想像することですよ。だからそれぞ
れに想像してもらって、そして声に出してもらって。
じゃあいい？見てみるよ。皆さんも想像して下さい。
どうなるか いくよ。

「みふぁみふぁそらそら みふぁみふぁそらそら」
とんだとんだとんだとんだ

「そらしど あ 」今度ぶつかっちゃった。さあ、
今度ブルドーザーはどうするでしょうか？(のぼる)
のぼる そう登るとか落ちるとか、また 後ろに飛ぶ
とか、いろんな事を言いますけど、さあ行きますよ。
見てみるよ

「どれどれどらどら」掘ってる

「どれれれれみふぁふぁふぁふぁふぁ そららし どど
ど」掘ってる掘ってる掘ってる掘ってる

「 どどどど ど」トンネル掘っちゃった

「どしらそふぁみれど じえんど 『どどどどど』」
おしまい(拍手)

ありがとうございます。この本は、初見、初めて会
う子どもたちと、あるいはまだあまり親しくない子
どもたちと、おはなし会の始まる、先ず導入に、普
通あまり投げかけたりしませんよね。おはなしの本

を読む時にね、でもあえて投げかけをして、子どもたちに答えてもらって、コミュニケーションを図ることを目的に読みました。そうする事で、もう次の本からの子どもたちとの距離感が全然違います。それは特別支援学級に限らずですね、どこの場所でも初めて会う子どもたちと先ず本で仲良くなる為に読んでいる本のひとつです。

次に、読み方にひと工夫というところですが、これについては『あおくんときいろちゃん』をちょっと取り上げたいと思います。先程村上先生も、視点を、っていうお話をされましたけど、わたしたち、この「あおくんときいろちゃん」を色というテーマで取り上げましたけれど、その時に「『あおくんときいろちゃん』 あおくんです」。ここは一画面に一つですけど「あおくんのうち ぱぱとままといっしょ おともだちがたくさん」。見開きに二画面あって、しかもこの抽象的な絵の、子どもたちは読んでもらっている時、いったいどこを見ているんだろうと考えたわけです。そうして、仲間といろいろやってみました。実際子どもたちに読んだのは、「でも いちばんのなかよしはきいろちゃん きいろちゃんのおうちは とおりのむこう」簡単に指差しながら読むという方法です。特に、こちら側（向かって左）のページを指差す時はこちらの画面（向かって右）をむしろ少しかぶせ気味に隠すと、自ずとこちら（左）に子どもが集中してくれます。そんな風に最後まで読み進めたところ、ひとりも集中が途切れずに最後まですごくよく聞いてくれて、むしろ担任の先生が大変驚かれました。我々もそれからは普段は邪魔になるであろうと思ってあまりしなかった指差しを、どのタイミングでどの程度、先なのか後なのか、指差しのやり方までも工夫して本を読むようになりました。仲間が読んでいる姿をわたしが後ろで見ていて、わたし自身がとてもわかり易かったですね。これって、支援学級だからとかいう事ではなく、どのクラスに行ったらこんな風にして読んだら、（指差しが）邪魔な子はいるかもしれないけど、むしろ楽しめる子は増えるんじゃないかなってというような事を考えるキッカケでした。

わたしたちがお話するのは全て実践の中からの我々が覚えた感覚です。わたしたちは、発達の専門家でも、支援の専門家でもありません。ただ、本を通してなら、本になら、本でなら長年子どもたちと関わってきた経験がありました。それをこの数年は確認したり、新たに発見したりするような数年間だったと思っています。そんな中でも大きな気付きを与えてくれた一冊が、次に紹介する絵本です。

「ふしぎなナイフ」ご存知の方？大勢いらっしやいますね。保育園・幼稚園でも、小学校低学年でも、長年子どもたちによく愛されている本です。そして、読み聞かせをしている人たちがやはり好んで選ぶ本の一冊でもあります。ちょっと中身を見ましょう。

『ふしぎなナイフ』中村牧江 林健造さく 福田隆義え

「ふしぎなナイフ ふしぎなナイフが まがる ねじれる」

つまり、見開きにひとつの絵とその様態を端的に表す、ひとつの言葉でとても見てわかり易い聞いて分かり易い絵本という意味で私達はこれをプログラムに入れました。こんな実践報告をする場を、これまでも何度も持っていますし、勉強会も重ねてきました。もう一頁だけご覧にいきますね。例えば、とばすと

「ふしぎなナイフが のびて」

（次のページ）これは？（ちぢむ）そうです。こうやって文字を隠して「ちぢんで」

子どもたちに答えてもらいました。とても有効だと思いました。ところが、わたしたちが松本に勉強会にお招きした、先程野口先生のお話でも出ましたね、ディスレクシアの著者である品川裕香さん。教育ジャーナリストで、それから元内閣教育再生会議の委員でもいらっしやいました。ディスレクシアについて著書多数あります。発達障害について、随分と研究なさっています。彼女をお招きした時に、彼女は今絵本の翻訳も随分、発達障害関係の絵本の翻訳もされていますが、当時この絵本はご存知無かったですね。そして大変これに驚かれたんです。おっしゃる通りですと。絵本の仕立てとしては、一つの画

面にひとつの言葉、大変わかり易い。けれど、これがナイフであるが故に、私であつたら絶対に扱いません。私であつたら絶対に！とは言わなかったかな、私であつたら扱いません、とおっしゃったんです。発達障害の子の特性の中には、見たままをそのまま受け取ってしまう。という事もあると考えると、これがナイフであるという事の危険性。もちろん絵本であるから、絵本だということはわかっているけど、けれどナイフにあらぬ興味を抱かせてしまったり、その興味が膨れてしまったり、ナイフって不思議でおもしろそうなんていう風に思う危険性がある以上、というようなお話でした。

つまり、品川先生は、それを誤学習。誤った学習とおっしゃいましたが、誤学習の可能性があるのでという事でした。わたしたちにも驚きでした。と共に、我々もそういった事を知っていて本を届けなければならないと思いました。これは特別支援学級に限った事ではなくて、一般の学級で、むしろすごく沢山読まれている本であるからこそ、わたしたちがそういう事を知っておいて、そしてどこで読む時も、この本を読む場合には例えばどんな状況で読む時も、これはね、絵本の中のお話だよ。このふしぎな絵本の中だからふしぎな事が起こっているんだよ。という一言を付け加えるか付け加えないかで、変わってくるんじゃないかな。というような事を考えるようになりました。

では、次に3番。ちょっとペース速いんですけども、すいません限られた時間で多くの事をお伝えしたいので、「ことば」のリズムを感じる・「ことば」を育てるといふところに行きます。ちなみにおおくとときいろちゃんの話は、資料3にも書いています。今回は資料2(P.56)のところをご覧いただきたいと思いますが、わたしたちがやった各回のプログラムは、全部このようなシートにまとめまして、実施者の感想・それから現場の先生や職員の方のご意見やなんかを全部盛り込んだ形で、シート状にして年間の報告書に全て掲載をして、会員それぞれの現場で参考にしてもらえるように、実践情報として報告をしています。そんな中のひとつ今日はことば

のプログラムの1ページを印刷してきましたが、ことばのプログラムを組む時に、やっぱりことばのリズムを感じる事。それから自ら仲間と共に声を出す事・発声する事に重きを置いたプログラムを組み、詩を何篇か扱いました。その中から、じゃあ一つと一緒にやってみたいと思います。

まずは、『きたきた うずまき』という本です。この本を二人で読んでみます。まずは聞いてみてね「きたきたうずまき 元永定正作 絵や字の大きさに声の大きさを合わせて

きたきた(きたきた)うずまき(うずまき)こまき(こまき)おおまき(おおまき)」

えー、子どもたちには実際に二人で最後までやってみせてから一緒にやらせようんですけど、今日は時間短縮の為にここから、では次から皆さんわたしが読んだら、皆さんが越高さんと一緒におなじように繰り返して読んでね。おなじようにね。

「おおまき(おおまき)こまき(こまき)くるりん(くるりん)くるくる(くるくる)いろいろ(いろいろ)うずまき(うずまき)」上手(笑い)

「あかまき(あかまき)あまき(あまき)素晴らしい(うふふ笑い)

「くるるくるる(くるるくるる)くるくるりん(くるくるりん)」

さあ、じゃあここはねー、みなさん薄字で書いてある

「くるくるぐるぐるくるくるぐるぐる」を、小さめの声でずーっと合図がありまで繰り返して下さい。

あまり大きな声は出さないでね わたしは太字の部分をコラボレーションしていきます。では、みなさんどーぞ。

「くるくるぐるぐるくるくるぐるぐるくるくるぐるくるくるぐるぐる…」

「くるりんくるくるくるるぐるるぐるるぐるるりん×2」合図 素敵

「ならんで(ならんで)くるくる(くるくる)くるくるる(くるくるる)どこへいく(どこへいく)」じゃあ最後皆でくるりん言いますよ、せーの

「くるりん」

はい、という事で、きたきたうずまき 皆で読んでみましたー。

こどものとも0・1・2（福音館書店）ですね。ありとあらゆる所で最近はやっています。大人の方たちともやります。

やっぱりおはなし会の最初の方に共に声を出し合ったりすると、それだけでコミュニケーションになりますし、割と簡単なようで、くるくるとかですね、なかなかそうでもなかったり。でも楽しみながら声を出すっていう事を繰り返すうちに、子どもたちおはなし会の中で、みんなと一緒に声を出すっていう事に、だんだんに慣れていきました。そうして詩も何編か扱いました。その中で本当にエピソードだけの紹介になってしましますが、詩は何編も子どもたちと扱って共に読んだんですけど、中でも『かさぶたってどんなぶた』という、これ詩のアンソロジー絵本でスズキコージさんの絵で、絵自体はごちゃごちゃしていて読み聞かせにはどちらかといえば向かないかもしれないけど、手に取って見る分には好きな子はとっても好きです。で、この中から『あいうえおにぎり』という詩を扱った時のことです。あの、どんな詩かだけ説明しますね。

「あいうえおにぎり ねじめ正一『あいうえおにぎり ぺろっとたべて かきくけころっけあつあつたべて』」

食べ物詩なんですね。で、これをテキストだけを大きくして見えやすいように、拡大してそこに付箋を貼って、まず食べ物当てをしました。「あ」から「ん」まで。その後復唱して読んだんです。読む時にも大きな字で拡大してあげる事で、復唱するんだけど、見ながら参加できるっていう子も増えますし、必ず拡大して掲示することは努めました。そうしてこの詩を扱ったところ、普段発声に時間のかかるお子さんがいたんですけど、その子が皆と一緒におんなじリズムで言おうと、すごい一生懸命声を出していたんですね。で、その担任の先生はそれに大変驚かれて、喜ばれて、その後わたしたちに嬉しい報告がありました。その子はこの詩をそれから半年間、

担任の先生と一緒に練習して、最後は暗唱して、学年末の保護者の方たちの前で学習発表会で発表してみせたんだそうです。そんな嬉しい報告もありました。それは、わたしたちが届けた事、その趣旨を汲み取って、先生がまたその数倍にも広げて、その場で子どもたちの世界を広げてくださったからだと思います。他にも詩は何編も取り上げましたが、今日はその一例を紹介しました。



次に、本当に簡単にですけれども『やさいのおなか』を紹介します。この本もよく読まれている本ですが、ちょっとザーツといきますね。子どもたちには、ゆっくりやっていますので、今日スピード速いですけど、すみませんお許しを。

「やさいのおなか きうちかつ さく・え これなあに」はい、最初だから見せるね。

「ネギ」ね、つまりやさいのおなかっていうのは、野菜を包丁でザクッと切った切り目の事を作者はやさいのおなかと言っています。じゃあ、どんどんいこう。

「これなあに（レンコン）レンコン」正解

「これなあに（ピーマン）ピーマン」正解

「これなあに（たけのこ）たけのこ」大正解

「これなあに（？）」大人は、自信が無くなると声が。（笑）こんな色だよ。（ページをめくる／向かって右ページは紙で隠してある）あ、じゃあわかったらね、わかったようにちょっと今日は反応してみせて下さい。いきますよ。いいですか。（右側を隠していた紙をとる）あ～（会場納得）

つまりわたしはこの一枚の事を言いたいんですね。ものすごく今日いつにも増してスピード速かったで

す、ここまで。どうですか、多分どこに行ってもこのスピードでやられたら、もちろんどんどん言ってくる子はいますけど、それに乗り遅れる子はいませんか？ 4回も、先程のたけのこまで、わかんない、わかんない、わかんない、わかんないが続いたらどうですか？ 人に正解を言われて先越されちゃったら。そんな時にですね、この一枚なんですよ。ここで（モノクロ断面）わかんない。ここでも（カラー断面）わかんない。だけどこうしているうちに（右側の紙をずらす/野菜の全形）わかったと思えるし、最初にわかっていた子もほらねって言うんです。そういう顔をするんです。それも支援学級に限らずです。どこの場所でも、もしこれ一枚があったら、わかんなかった わかんなかったと思わずに、この一冊を丸々一人もこぼさずに とは言わないけれど、でも随分な確率で皆と楽しめるのではないかと考えます。そう感じました。と言うよりはむしろ、それまで余りにもそういう事に配慮をせず、いろんな場所で本を読み続けてきたのではないかなって思うようになりました。そんな例の一つです。

他にも、実際生活に繋がるような物を提案したいと思ってきました。例えば、『やさいのおなか』を読んだら野菜スタンプあそびが楽しいよ！って。わたし、親子の場面だとよくやるんですけど、これピーマン（スタンプしたハンカチを見せる）と、わかります？ プロッコリーですね。わたしたち授業に行っただけではやってこられないけど、こういう物を見せるとですね、そこの担任の先生がやってくれる場合がある訳ですよ（笑）。それから今日はこういう物を紹介しようと思ってですね、落ち葉の作品ですね。秋に『おちばがおどる』という本を持って行きました。これも、落ち葉のコラージュの絵本なんですよ。落ち葉で全部絵が出来ていますね。いとうひろさんの。これを用意して（落ち葉作品）これも持って、よーし、と思って行ったら、もう学級にカニとかウサギとかいっぱい作ってあったんです。あ、さすが先生と思って。そしたら、私がこれを紹介したら、「わかりました。次は目をつけてやります。」って先生も言ってくれて、あるいは他の学級では、

これを紹介したら、もう早速翌月行った時に、作品が飾ってあったりもしました。わたしたちと先生とが手を携える事によって、広がりがどんどんこう見えてきて、わたしたちにとっても、先生方にとっても、すごく貴重な体験でしたし、わたしたちも先生方からいろんなことを教えていただきました。

他にも子どもたちがすごく気に入った本が『どんぐりころころ』という、これ写真絵本です。しぜんにタッチシリーズ ひさかたチャイルドです。図鑑好きの子とかいますよね。この本は一冊丸々見るとどんぐりの生態が、とてもよくわかる本です。

「どんぐりみ一つけた どんぐりこんなにいっぱい。どんぐり どこからきたの？ それはきのうえから」ちょっと随分飛ばして紹介しますね。

「これどんぐりのあかちゃん そして だんだんおおきく ちゃいろくなって ぼとーん」どんぐりが落ちるところ。で、どんぐりに、たくさん種類があること、それが木に生っているところの写真、そして動物たちが食べること、食べ残されたどんぐりがやがて芽を出すこと、全てがこういう風に写真で見てわかり易く表現されています。さっき誤学習っていう話をしたんですけど、誤った学習。これはある場所で、やはりお話する機会があった時に、当事者つまり発達障害のお子さんをお持ちのお母さん。大変熱心に本で子どもと向き合っている方でした。その方が、わたしのところに来てですね、こうおっしゃいました。「誤学習します。本だけじゃないです。様々なメディアにおいて、いろんな場所です。誤った事を覚えます。けれど、誤学習を正すのも又、本なんですよ。」とおっしゃった事がありました。その時にわたしはこういう本を思い出したんです。その物が、そのものの生態が非常に正しく科学的に紹介されていて、絵本には、そうか、物事を正しく伝える力もあるんだ、と改めて感じた次第です。

学級で本を楽しんだら、必ずその本を全て学級に置いてきました。次の月に訪ねるまで。そうすると、よく手に取られた本はもう見ただけでわかりました。手垢とか折れとか、何かそういう事も全て愛おしか

ったです。

二年間の最後には、**学校図書館とつなぐ**という事で、いろんな事をちょっと考えたんですけど、一年目の第6回に「僕の好きな本私の好きな本」というワークショップをしたんです。1回目から読んだ本を並べて、その中から自分の一番好きだった本のシールを貼ろうっていう。それから、これは本だから、言葉も必要だよ。詩も貼ろう、っていうので、こんなような作業を一年目の最終回にしたんです。これを覚えている子は、最終回に。今年もシール貼りができると期待しているだろうと思いましたが、今度は1回目に読んだ本の中から、1問クイズを出して、そのクイズの正解の絵本のシールを貼るという作業を、図書館で行いました。そして、このみんなで一年間読んだ本の中で、ここの学校の図書館にある本を皆で探そう。という事で、事前に学校の司書の先生にご協力をお願いして、書架に目印の花だったりメダルだったりいろいろしたんですけど、その本がある場所に目印をつけてもらいました。そしてその本がある場所を子どもたちと探してもらって、見つけたら、じゃあ今度はここに丸シールを貼ろうって。「あ、あおくんときいろちゃんあったー」って、ここに黄色いシールを貼る。みたいな作業でした。支援学級、行ったクラスによっては、原級、元の原級というのがありますね。子どもたち、在籍している何年何組というクラスがあって、特別支援学級にも籍があります。通級とって、時々来るような子、いろんなパターンがあると思うんですけど、そしたらある先生は、支援学級独自として、図書館に来た事が、来たっていうか・・・原級では来るんだけどそれぞれ、学年も違うので学級として図書館を使ったことが無かった。っておっしゃった先生もいたんですね。そんな事はわたしたちも思いもしなかったですけども、「学校図書館とつなぐ」たった1時間の事でしたけれども、そんな事も出来たりして、非常に有意義な、また楽しい二年間でした。また、その場所での経験が、それ以降いろんな子どもたちの所に行く時の心構えになっていたり、それから喜びに繋がっていたりします。短時間でしたが、2番

の報告はこのようにさせていただきます。



(越高さん再登場)

わたしたちとしても、あれだけ連続して支援学級に入るっていうのは、本当にもうおそろおそろでの活動だったんですけども、事前に丁寧に先生達にお話して環境を整えてもらう。「先生すみませんけど、いろいろチャカチャカ光っていてもあれなので黒いキレを張らせていただいてもいいでしょうか」とか、「おもちゃを片付けていただいてもいいでしょうか」というような、親しくなればなる程こう環境を整備していきました。そして実演者は、「越高さん、どうしても読み聞かせに使った本を置いてきたい。」って言う。「やっぱり、子どもに読み聞かせをやりっ放しだとショーになっちゃうから、実際に自分で手に取って読むっていう事をしてもらいたいから、どうしても本を置いてきたい。」と、相談されました。わたしも「あとはなんとかなるから、じゃあもう置いてこよう。」っていう感じで、少しずつ手探りでやっていきました。12回の結果、わたしも最後の方、見に行ったんですけども、非常に効果があるなあというのは実感しました。それから、やっていた者も、すごく自信に繋がるっていうか、障害があるとかいう事だけでは無く、わたしたちが本を読むっていう事はそれだけの丁寧な下調べと心構えが必要なんだっていう事を、どんな子どもに読む時も、それだけの謙虚さっていうのは、なくちゃいけないねと改めて確認できる、非常に貴重な体験だったと思います。最初に申し上げましたけれども、わたしたちいつも本を通して何ができるかっていう、その一点に絞って活動してきました。ですから、しばらく勉強して

くるといろんな事が大分わかるようになって、ちょっと専門家ぶった事を言いたくなっちゃうんですけど、それはわたしたちの仕事ではないので、あくまでも本で何ができるのかっていう事をするのと、わたしたちが入る事によって、ちょっと違う風が吹く、ちょっと違う波がおこるっていうような事ができないかという事で、その後、地域と民間でできる事で、無い知恵を絞っていろいろな事をやってきました。**たとえば、公共図書館とボランティアの連携というところでは、資料(P.58)を見ていただければわかりますけれども、図書館遠足というものをやりました。**これは・資料4を見ていただきたと思うんですけど、わたしはやっているところを見に行き、後から見えていたんですけども、非常に良くわかって、それをレポートさせていただきました。その時の特別支援学校の中等部が図書館に図書館遠足で来るというところで、大変おもしろい経験をさせていただきました。その中で、一番大事だったのは、図書館分館の職員の人が、「前例が無いので」という事だったんですけど、「私が、その前例を作ります」という風におっしゃっていただいた事が、とても大きかったと思います。何か物をやろうとした時に、前例が無いとか、いろんな規則が何とかだとか、いろんなバリアはすごい。心のバリアもそれから制度のバリアもいっぱいあります。でも、それを乗り越えて行くのもわたしたちの仕事だと思っています。最初はどんな事でも、たったひとりが始めているんですね。どんな事でも、そのたったひとりが動く事によって、すごく大きな力を持つんだっていう事をわたしたちはいろいろな場面で知っていく事になります。

『ドオン』という本では、大変おかしな経験をしたんですけども、又、読んでみてください。「でていけー」という場面が出てくるんですが、それを見た途端に、それを聞いた途端に中学校の男の子が座っていたんですけど、目にも留まらぬ速さで靴を、ぱっと取って、本当に出てっちゃったんですよ。それでも、すごい速さで後のドアをパッと開けて、すごい勢いで逃げて行って、又、その先生が見事で、

わたしはその後について、あっけにとられていたんですけど、先生は自分の靴をぱっと掴んで目にも留まらぬ速さで追っかけて行って、「大丈夫、大丈夫だから。お前の事を言ったんじゃないよ。お前の事を言ったんじゃないから大丈夫」と言って連れて来て、本人も納得してきよとんとした顔で座っていました。終わった後「すみませんでした。出て行って言葉がすごい響いちゃったんですね。」ってわたしたちが言ったら、皆全然ニコニコしているんです。先生たち。おかしいなあと思ったら、「あの子、出て行って意味がわかったんだねえ」とすごく喜んでいて、で、「よく聞いてたんだねえ」と言って、「すごいすごい」と言ってすごく喜んでくれました。それから、その日に図書館員に、午前中のあまり利用者が来ない、比較的暇な時間、この時間なら子どもたち来ても大丈夫っていう時間に、「本ってこういうふうになっているんだよ。それからカードってこうやって作るんだよ」というのを本当にひとりひとりに丁寧に説明していただきました。その結果、その中のひとりが、「図書館ってすごく良い所だから行こう」と子どもが言った、家族中でその図書館に休みの日に行きカードを作った。それを聞いてすごく嬉しくなりました。というご報告を担当の先生からいただきました。本当にちょっとした事なんですけれども、わたしたちはそういう事がものすごく嬉しくって、そういう喜びの為にやっているようなものです。また生徒さんが中学部だったので、わたしたちのプログラムでプライドを傷つけるような子どもがいたらいけないので、担任の先生に事前にプログラムを見ていただきました。そういう姿勢はわたしたちいつも貫いていきたいと思っています。

最近では、先程申し上げましたけれども、**学校巡回展「いのちの本展～みんないっしょに生きている～」**というテーマで、学校巡回をさせていただいています。それは、こういうガラガラって引張ってくるキャリーバックの中に、テーマ毎に本を入れて、それを学校に貸し出ししています。「支援の必要な子ども達の本展」と言うと、すごく硬くて、何かとっ

ても偉い事をやんなきゃいけないじゃ無いかっていう感じがしたので、「いのちの本展」って名前を変えて、横版のカラーの写真付の案内文がお手元にあると思います。それをみんなで無い知恵を絞って、もう少し何か違うテーマって出せないかなあっていうので、「みんないっしょに生きている」っていうテーマで、「あなたの隣にいろんな人達」っていうテーマでお話を、本を選ばせていただきました。そして最初は、学校長の会で話をさせていただいて、貸出が始まったんですけども、やっているうちに、これだ並べといても「ふーん、ふーん」って見るだけでダメだねえっていう事になって、じゃあ、学校の授業でブックトークみたいな形で、この中の本のいくつかを、低学年・中学年・高学年に分かるように今展示している本はこういう本なんだよとお話できないかなあってなって、じゃあそれをやろうっていう事にしました。そして、お手元に行っている、「いのちの本展」のこの紙があると思うんですけど、これ実は、この紙を真ん中で切って本にすると、どんな本を紹介したかってわかるように作ってあるんです。これを皆さんに配布しまして、これは小学校二年生の会の時にこんな本を合計8冊紹介するんですけども、その後子どもたちに持っていってもらおう。「今日こんな本を紹介したよ」って、すると大変有効でして、子どもたちが廊下に並べてある本を、すごく丹念に見てくれるようになりました。そして点字の本、すごく興味を持ってくれました。それで、わたしたち確信を持ったんですけど、点字の本って、目の見えない子どもさんたちだけに作られた物では無いんですよ。特に触ってみる迷路の本はすごい人気で、見たことの無いせいもあるんですけど、一番人気は何と言っても、この迷路の本です。ちょっとお見せしますね。こんな感じで、すごく美しい。あとでゆっくり見てください。

では、その中の**からだ**と**こころ**っていうテーマで、『てとてとてとて』作者の浜田さんをわたしたちは何回もお呼びして親しくさせていただいているんです。これを紹介させていただきます。

(豊嶋さん)

さあ、この前からだと心は繋がっているって話を本を通してしているんですが、手にも心があるみたいなんだよ。今度は手の本を楽しんでみようね。『てとてとてとて』浜田桂子さく わたしたちのて てはまいにちいろんなことをする」 ちょっと子どもたちにやっているよりは省きながらいきますね。

「かおあろう ごはんをたべる ぼうにぶらさがるとはいつもやくにたってくれる

でもそれだけじゃないよ たとえば てはがっきになる」じゃあ、いっしょにやってみようかな。わたしから タンタンタンはい(タンタンタン) タタタンタンはい(タタタンタン) パチパチパチ 皆で拍手～

「てはべんりなどうぐにもなるよ」例えば、じゃあひとつふたつやってみる？ 眩しい時はどうする？ 手で、こうやったり そうそう じゃあ暑い時は？ そうそうそうそう、ね

「てはべんりなどうぐにもなる」

「てであそぶ」えー、ここで手遊びなんかを始めてしまうと大変な事になるので、(笑)最近、ここには載っていませんが、じゃあ、ジャンケンやってみよう 最初はゲージャンケンポンって一回だけねーっ(笑)て約束してやっています。あの、せっせっせとか始めちゃうと、こっちでも、あっちでも始まっちゃうんですね。大変な事になります

「それからね ころんだりぶついたりしたとき あっひざうっちゃった」

皆、手でどうする？ こうやってなぜたり そうだね、手当って、これだけで痛みが和らぐんだよね

「てってことばもつたえるよ」

えーっと、ここではわたし、自己紹介したりしますが、ここには

「ぼくと いっしょに あそぼうよ」(手話で)

というふう書いてあります。「これなあに？」(手話)手話はどういう人が使うの？

ん、ね、そういう事も話題にしながら進めていきます。で、次に出てくるのは点字ですね。「じゃ、点字

どういう人が使うの？」なんてことを子どもたちと話しながら進めます。

「なきそうになっているひとのてを りょうてでそとつむ そばにいるからね

げんきになってね って てはつたえてくれる

はくしゅをする てとてをにぎってむきあって てとてをつなく

だーいすきなひととワクワクドキドキうれしいよ て てってすごいなあ

もしかしたらは こころがでたりはいったり するところなのかもしれない」

という事で、この一冊を通して、体と手と心という話をします。



(越高さん)

必ず、写真絵本を入れます。写真絵本って、わたし子どもの本屋をやっているんですけど、特に障害の子どもさんを撮っている写真絵本って売れないんですよ。本当に公共図書館に入れて欲しいなあと思うんですけど、ご自分でお買いになる方がこんなに少ないんだなあっていうのは、正直いって実感です。実は昨日、写真絵本作家の星川さんとお会いしてきました、いろいろなお話させていただいたんです。星川さんの写真を撮られる目というのが素晴しくて、わたしたちは星川さんに是非お会いしたいと思って、松本にもお呼びしました。子ども病院を見ていただいたり、いろいろな写真を作った時のエピソードを聞いて、写真の絵本を作るって事の困難さとか、それから緻密にやっていく事の本当の素晴らしさを知ったんですけれども、ですから必ず学校の中

では、どんな低学年も高学年も星川さんのいろいろな、「となりのしげちゃん」とか「ぼくたちのコンニャク先生」とか、いろいろな本を紹介させていただいています。「となりのしげちゃん」が一番良く紹介する本なんですけど、表紙を見るとおわかりになるように、ダウン症のお子さんの本です。ちょっと時間が無いので、要所、要所だけお話しすけれども、隣に、あらたちゃんのお家の隣にしげちゃんが来て、どうもこの子はちょっと変わっているらしい。しげちゃんは仲良しは葉っぱで、

「モニョモニョゴニョ」とはっばとおしゃべりするしげちゃんと、「サワサワ ピュル ってはっばもへんじをしているみたいです」っていう、この表現すごいなあって思ったんです。そして、一番大事なところ、ここは必ず全部読むんです。しげちゃんのお母さんに、

「なんでしげちゃん、せみ組のみんなみたいにおしゃべりしないの？びょうきななの？」って、あーちゃんがきくと、「びょうきじゃないのよ。そのうちきっと、しゃべってくれると思うの。みんな、おとうさんとおかあさんから、からだをつくるための地図をもらって うまれてくるんだけど、しげきはその中に、ちょっとおまけのところがあってねえ、それでおにいちゃんになるのに、時間がかかっちゃうんだ」「へえー、そうなの」「でもねえ、かんじる心は、しげきもみんなと一緒よ」「そうかあ」あらたちゃんは、なんだかほっとしました。やっぱり 聞いてよかったと、思いました” っていう所は、丁寧にゆっくり読み聞かせするようにしています。そしてこの本のクライマックスというか、このしげちゃんがあーちゃんと今まで全然言葉を話さなかったんですけれども、遊ぶようになったら、「しげちゃんいないいないばあ」って言うのと「あ、あ、あー」って言うって「いないいない いけないい」って言うのと「あーちゃん」て言う風に、初めてあーちゃんって言う、具体的に大好きなあーちゃんの事を「あーちゃん」て言って、嬉しくって涙が出そうになって、それをおかあさんに、おばちゃんに報告すると、おばちゃんもしげちゃんのおかあさんも嬉しくって涙が出そ

うになるっていう場面を丁寧に読んでいきます。そして、最後の

「きょうも しげちゃんのじかんは ゆっくりながれていきます」ってところ。で、こういう本を必ず紹介するようにしています。やっぱり心が動くっていうか、そういう事すごく大切な事だと思うんですけど、こういう本を、写真が語る多くの事を、わたしたちお伝えしていきたいなあっていう風に思っています。

それから意外な事に、いろんな所でやって、大変シンプルな本なんですけど、とっても評判が良いので、「かみさまからのおくりもの」で、わたしもこの本については、ものすごくいろいろな思い出があるので、是非またわたしの、ここ、資料3(P.57)に書いてある虹のブランコっていう信毎(信濃毎日新聞)で15回連載させていただいた中で、どういう風に読んだかっていうのを(ちいさいおうち書店のブログに)アップしていますので、是非お読みいただきたいと思うんですけど、神様がみんなにプレゼントをくれたんだと。こういうお話です。ちょっと、時間無いので、どんどん読んじゃいますけど、「あかちゃんがうまれたとき かみさまは ひとりひとりのあかちゃんにおくりものをくださいます」というので、

「ほっぺのあかいあかちゃんには このおくりものがいい」って言うところの贈り物は

「よくわらうあかちゃんになります」

「おおきいあかちゃんには このおくりものがいい」って言うところ

「ちからもちの げんきなこになります」ってして、ひとりひとりがプレゼントをもらって行くんですけども、最後に

「かみさま すてきなおくりものを ありがとう」っていう本なんです。これは、皆、何回もいろんな所で、うちのメンバー読んでいますので、それぞれに思い出があるんですが、つい最近、小学校の3年生の「いのちの本展」の中の本を読んでいる中で、わたしもそれは後の方にいたんですけども、小学校の6年生の特別支援学級の子が、その小学校の2年

の子どもたちに混じって、本と一緒に聞いてくれたんです。実はその子たち6年前から、2年間続けて特別支援学級に入って、本を読んでいた子どもたちだったんですね。その子がずっと最後まで黙って聞いていて、何て言ったかっていったら、

「僕は、神様から全部贈り物もらった。この5つの贈り物全部もらった。」ってつぶやいたんですよ。そしたら特別支援学級の先生たちがそれを聞いていて、

「越高さん、こう言ったんです、この子。」って言って、もう涙、感極まるって感じで言ったんですね、そしたら終わった後、その子だけ残っていて、読んでくれた豊嶋さんと、もうひとり伊藤さんっていうふたりが、「あたしたちの事覚えてる」って言ったら、「あ、何か覚えてる」ってその男の子が言っていました。後で二人に聞いたら、最初の頃はとっても落ち着きのない子で、よくお話も聞いて無かったんですけど、6年たって、本当に、神様から全部贈り物もらったっていう風に言ってくれたのが、本当に嬉しいと言っていました。そして、もう時間になりましたので、これでおしまいにさせていただきますけれども、今、特別支援学級、重症心身障害児のおはなし会や障害児のデイサービスの親の会とかいろんな所に行って、活動しています。毎年講演会もして、いろいろな専門家の方をお招きしてお話を聞いているんですけども、わたしたちのやっぱり目指しているものはたったひとつ、自分たちの大好きな本で、子どもたちを楽しくさせたりする事ができないかなあっていうのが願いで、そこをブレないように、活動を続けていきたいなって思っています。時間になってしまいましたので、これでわたしのお話を終わらせていただきます。

(豊嶋さん)

「おしまいに」のところに書きました。今日本当に短い時間で、わたしたちが日常やってきた事、やっている事を、お話ししましたけれども、読み聞かせマガジン『この本、読んで!』という読み聞かせの雑誌があるのをご存知ですか?年に4回春夏秋冬出

ています。図書館にもありますよね。はい、図書館にバックナンバーが随分あると思います。2014年の春～冬号1年間かけて、わたしたちがやっている実践情報が、発達障害と絵本というコーナーに、実践の例として4回連載されています。わたしたちの活動を、もうちょっと知ってみたい。という方はそこを是非ご覧になってみて下さい。又、先程会長が言いました、松本市ちいさいおうち書店のホームページに、「虹のプランコ」今日2枚だけお手元にあります。是非読んでいただきたいです。それ読んで興味がおありの方は、ホームページも覗いてみてください。15回分全部読むことができます。それから、こういう冊子を5年分作ってきたんです。数百のプログラムが載っていると思います。今後はこれを、これ字ばかりなので、一生懸命やっているんですけど、これをもう少しテーマ別にそして本別に、具体的にはどういう子どもたちにどういう風に読んでみた。ていうような所をもう少しわかり良い形に実践情報としてまとめ直して、広く発信できるように目指して行きたいと思っています。興味を持ってくださった方がいらしたら是非、気にかけておいて下さい。それでは最後に、『すっすっはっはこ・きゅ・う』を読んで、おしまいにしたいです。

では読みますね、

「すっすっはっは こ・きゅ・う 長野麻子作 長野ヒデ子絵」「すっすっはっは こ・きゅ・う おもしろいことやってみようよ なになにやりたーい」「くうきをすってー すー はいてー はー」そうです。言わずとも、こういうふう(手のひらで上下の合図)にすれば子どもたちは一緒にやってくれるんですね。

「そうそう、ゆっくりねえ」じゃあつぎは、すってはいてだよ。

「すってー すー はいてー はー すってー すー はいてー はー よしよし こんどはね」って、書いてあるんです(笑)

「おおきくすって おおきくはくよー」すっすっはっはっ ってやってみるよー

参加型の本をやる時、簡潔に説明をして安心して参

加してもらってことは大事ですし、時に、せーのって言ってあげるだけで声が出易かったりします。じゃあ、次は大きくすって大きくはくよ。すっすっはっはっでやってみるよー せーの

(すっすっ はっはっ)じゃあ今度は、ちいさくすって ちいさくはくよ せーの

(すっすっ はっはっ)もっと小さく せーの(す・・)

せーのがあると無いのとではすごく大きく違うんです。是非ご自身も体感してみてください。じゃあ、次はすったりはいたり いくよ

「すったりー(すー)はいたりー(はー)すったりー(すー)はいたりー(はー)うわー あっはっはっはっは こきゅうをするって いいきもち はーはっはっは あれっわらったらこえになったよ こきゅうからこえがでてきたよ じゃあ こんどはだしてみよう こえ」

じゃあ、私からいくよ。とがった声。私が言ったら同じようにまねして繰り返してね。では、私から

「ききききき」せーの(ききききき)次はね、まあるい声

「まあ～ん もあ～ん ままままー」せーの(まあ～んもあ～んままままー)丸かったかなあ(笑)

「うれしいときはどんなこえ」(まままま)嬉しい時は出し易いんです。じゃ次は変な声で

「みゆにい」せーの(みゆにい)

「むおおおお～ん」せーの(むおおおお～ん)

「こわいこえで うお～ひゅ～ひえ～」せーの(うお～ひゅ～ひえ～)こどもね、五つも書いてあるんですけど、三つぐらいにしているんです。それから一般の小学校で高学年に読む時は、五つぐらいやったり、とかです。長野ヒデ子さん自身が自由に読まれておりました。「あ、良いのよ好きにやって」っていう感じでしたので、好きにやらせてもらっています。

「こえってふしぎ いろ～んなおとがでてくるよ いろんなきもちつたえるよ いろんなこえだしてみよう おこったこえは」(・・・)そう怒った声ね、我々出し難いじゃないですか。意外と支援学級の子たちはばーんと出すんですね。一般の学級でやると出な

《質疑応答》

質問者1人目：二点質問なんですけれども、図書館のおはなし会をしていたんですけれども、その時に禁止として、本の中身を変えてはいけません。いわゆる、字をちゃんと読まなくてはいけません。そして、裏表を、ひとつの作品だから必ず裏表を見せてやる。それから、たとえば指を指したり、ヘンに音に高低をつけてはならない。そういう風な禁止を全部やってらっしゃるんですけれども、それですごく楽しそうですし、呼びかけ、本を使って応答するっていう…そういう発想をしてもいいのかなあ？というのが、まだ不安なんです。その点をひとつお聞きしたいことと、それから著作権の問題。障害者の方、だいぶ緩いというのは、障害者に対してなんでしょうか？それは、一般的なおはなし会でも大丈夫でしょうか？

たとえば、パネルシアターなんかを手作りでよく作るのですが、そういうのは著作権ないでしょうか？その、パネルシアターを上演する時、著作権があるからちょっとまずいんじゃないか、と今まで話していたんですが、その二点をお話いただけたらと思います。

村 上 氏：私は、なるべく著作権というのを重視したいなと思っています。

当事者の方、作者の方が、自由に、長野さんとか工藤さんはご本人が、「自由にやってください」と言われているのは、それは、自由にやりますけど。中身を改ざんするとか、色々な付け加えとか、やりません。許可を取って下さい。本来は、学校でもパワーポイントに落として、絵を紹介している方もいますが、私は、良くないと思っています。やはり、作家の方に聞かれると、日頃の思いがありますので、自分では触らないようにしています。私はもう、指とか指さないですべて余計なことはしない。全校集会に導入でお話させて交流していくって形で、間に色々なことは挟まないようにはしています。



野 口 氏：法的な話をします。著作権のことは、それだけでひとつの講演テーマになるくらい、実は重要なテーマです。学校においては、授業の一環であれば著作権法35条の規定で、いわゆる授業の過程の中での複製っていうのは許諾なく行うことが認められています。ただ、一般的に公立図書館での“読み聞かせ”、特に、ボランティアさんで行うような場合っていうのは第38条第1項の規定で【口述】にあたります。

“読み聞かせ”とか“おはなし”というのは、基本的に中身に改変を伴うということはいけません。法的にはしてはならないです。ただ、作り手の側が「そういう読み方をしてもいいよ」と、オフィシャルな形で表明していたりする場合には別です。

私の講演で37条3項というのを、お話ししましたが、これは音声デジターを作るとか、拡大文字の本を作るとか【媒体変換】ですね。その場合に、許諾なく出来るという話ですので、“読み聞かせ”で中身を勝手に改変していいとか、そういう話ではありません。そこは、誤解のないようにお願いしたいと思います。

越 高 氏：よくそういう質問あるので、後程、豊嶋の方からお話しさせていただきます。

基本的に、私も36年間子どもの本屋をやっておりますし、その前もそのような関係の仕事をしていましたが、向こう側にいい本があって、こっちに人がいるというのではなく、ひとりひとりにとって、子どもにとってどうなのか、ということですので、わたしたちも、すべてこの方式を使っている訳ではありません。

本を読む時に全部指を指しているわけではないですし、普通に、読み聞かせをすることもあります。というより普通に読み聞かせをすることの方が多いです。最初そういう風にしてたんですけれども、目の前にいる子どもたちにとってどうなのかということ、色々みんなで考えながらやっています。そして著作権には触れないように。わたしたちは、例えば、パネルシアターにして作るとか、やってはいけないのをやったりすることは一切ありません。著作権を気にせずパネルにして演じる人がいますが、それは著者に対する大変失礼なことに当たりますので、一切そういうことはしていません。先ほどの「すっすっはっはっ こ・きゅ・う」にしても、「てとてとてとて」にしても、それから「しげちゃん」にしても、皆、作者の方たちに実際に見てもらったり、話をしたりとか、「こういう風にしてもいいですか？」とか、紹介する時「こういう風にしてパワーポイントで映してもいいですか？」ということは、許諾を交わしてやっています。特に、私は子どもの本屋ですので、何でもありという風には全く思っていませんので、そこらへんはきちっと確かめる必要があると思っています。



豊 嶋 氏：私がこういう風にやってみせるとですね。これ、こんな風にばかりやっているとかわれがちなんですけれど、本当に、今、越高さんが言ったとおりです。

そして、私自身も小学校の朝読書に行く時に、物語絵本を読む時には、もちろん余計なことは言いませんし、その物語そのままが伝わるように自然に読みます。けれども、狙いの問題だと思うんです。参加を狙って、今、共に声を出させることを狙った時には、参加しやすいように声がけしてあげた方が数段楽しいし、こぼれないです。そのために「せーの」であったり、「せーの」は書いてないですけれども、「せーの」はあった方がいいと思うんです。もちろん本によっては、物語絵本等で、そのような余計なことは言ってもいいし、科学の絵本に余計な見解を加えない方がいいと思います。

ただ、参加する、声を出すという目的においてそのようにしているし、子どもたちを見て、そうしています。

越 高 氏：あくまでも、主人公は、子どもたちと本です。

ですから、そこは絶対に外してはいけないところで、自分が主人公になるのではなくて、この本をどうやって子どもたちに届けるかっていうところを、本当に真剣に考えるか考えないかで、それは分かれていくと思います。

ですから、いい本というのがこちらにあって、向こうに子どもたちがいるわけではなくて、届けたいのは子どもです。そして、届けたいのはこの本の中身ですよ。そこを外しちゃうと違うところに行ってしまう。私たちはちょっとオーバーにやりましたけれども、そこを外したら絶対いけないと思います。主人公が誰なのか。自分たちでは決してないですよ。読んでもらっている子どもと本。そこを外さなければ、私はそれほどこのように読まなくちゃいけない、あのようには読まなくてはならない、という風には思っていない。

質問者2人目： 2つあります。

基調講演のことで、先ほどの著作権の第37条のところの《自動公衆送信》が可能っていう、その言葉の意味がわからないので、単純にそれを知りたいということと、支援学級ではないところの読み聞かせしかしたことがなく、自分の子どもが通っている学校の、読み聞かせのボランティアの中に入って「何年生読みたいですか？」っていうふうに振り分けられた中で、支援学級のところに手を挙げる人があまりいないので、ちょっとチャレンジしてみたいなと思ったんです。それで、先程、本をいくつかご紹介していただいた中で「となりのしげちゃん」の話がありましたが、以前、そういう普通のクラスの『いのちについて考える』というような本のテーマで読もうとなった時に、障害の子の本を、もしかすると、そこにきている子の家族で、障害を持った子がいるかもしれないとか考えると配慮が必要だという風に言われて、そういう本を読むのが、何も知識がないので、わからないんだったらその本はやめておこうとなり、そこから超えられないでいるんです。選書の中で、そのような本を選ぶっていうことは、どのようにお考えなのかを聞けたらと思います。

野 口 氏：ひとつ目の著作権法37条3項。これは複製というのは【媒体変換】って言いましたけれども要は違う媒体に変えるっていうことですが、《自動公衆送信》って言いますのは、図書館のホームページなどを通してインターネットで配信するっていうことです。これも、法的には可能です。ただし、あくまでも著作権法37条3項っていうのは、視覚障害等のある、つまり、



障害のある方のために【媒体変換】をして、それを配信するということですので、もしそれを行おうとすると、利用者がそういう方に該当するかどうか特定できる方式でないといけないので、実際にはなかなか難しいという形になるかとは思っています。

ただ、法的には、それもできるということになっているということです。

村上氏：過去には、通常学級で本を読む時、いろんな家族の形態がありまして、おとうさん・おかあさんいない子がいた場合。家族愛で、楽しい、ほんわりした題材を読んだら良くないかなんて、私も、ずいぶん考えました。それはこちらが気に留めなくてもいいんじゃないかと、だんだん読めるようになったんです。

障害児学級に入った時も、障害のある子に障害の本は・・・とずいぶん悩みました。読んでいいのかなあ？どうかなあ？・・・と思いながら。いきなりは、やはり読んでいかなかったです。だんだん、彼らはわかるんだろうなあ・・・平和とか環境もわかるだろうなあ・・・どうしようかなあ・・・と、迷いながら、「こんにやく先生」を読みまして、みんなホントに不安そうに「大丈夫かなあ？」って応援してくれる形でいました。「しげちゃん」とか、「ぼくのおにいちゃん」とか。「ホントはあなたのことなんだけどなあ・・・」と思いながらもね。こう読んで、みんな、大丈夫かな？けれども子どもを信頼して、読めました。

突然、あまり本に触れたことのない、ちょっとまだ落ち着かない状態よりも、子ども、だんだん出来上がってきます。やはり、読んであげてほしいなと思います。みんな、お互い助け合うってことでね。障害があってもみんな同じだってこと。共に支えあうってことで。自分たちができないってことではないので。ですから、障害児学級の子も、あの子たちできるか、みんな高学年になると、図書委員会に入るんです。見ていると、ほかの子と一緒に、一年生に、紙芝居なんか、めくって読んであげているんですよ。できるようになります。自分たちができないとか、そういうことでないです。やはり積み重ねていけばできるんだと思います。ぜひ様子を見て、落ち着かない状態が、だんだん本に慣れて親しんできたらね。

やっていただきたいなと思います。

あと、付け加えて。一人ぐらいは、必ず外れて、窓の外で車見ている子がいるんです。それはそれでいいんです。一年ぐらしかけて本に向かってくるって形で考えて下さい。私は、みんなと一緒に本を、初めは、本に向かえなくてもいいなと思っています。それがあつての特別支援学級ですから。みんな揃っていたら特別支援学級ではありません。一人ぐらい先生がハラハラしてどっか行っちゃう子もいるんです。そのことも、ちょっと付け加えさせてください。

豊嶋氏：今、村上先生が触れられたことから入ると、本当に、我々は参加したい気持ちがある子を一人もこぼしたくないと思っているのであって、参加したくない子を無理矢理参加させたいとは思っていません。むしろ、自由に、寝っ転がって参加したような回もあったし、そういう時に先生方がちゃんとしなさいと言うことの方が、私たちは気になり、寝っ転がってすごく嬉しそうに聞いているなら、この時間はそれでもいいのかな？っていうような場面も、試行錯誤しながらやりました。

先ほどの、障害の本についてですけど、私たちが授業をやる時には、先生、担任の先生・学年の先生に「『多様ないのち・いろんないのちを知る』っていうことで、この本かこの本かこの本を選びたいと思います。どれがいいですか？」ということ聞いています。なぜなら、学校によっては、たとえば、ダウン症のお子さんがあるから「となりのしげちゃん」は扱わないでほしい。という場合と、ダウン症のお子さんが、この学年ではなく学校にいるから、むしろ読んでほしいっていう場合と、あるいは、写真でなくて、こちらにしてもらえませんか？っていうような場合があります。ですから、選んでいただいています。逆に、先生が躊躇して読みにくい、けれど、

外から来た私たちだから読める、みたいな場面もあるのかな？と思ったりもします。

越 高 氏：それから、ご承知だと思うんですけど、ボランティアのできることと教師のできることは違います。教師は、村上先生ともフォーラムの事前の打ち合わせでお話したんですけど、やり直しがききます。これでやって、ああ、これはあんまりうまく入らなかったなと思っても、そのあとまた修復したり、いい関係の中でもう一度これを読み直したりすることができますけれども、



ボランティアはそうではないので、少しくらい慎重になるのは当たり前です。そういう気持ちがないと、逆に、すごく驕ったものになってしまうので、躊躇されるのは当たり前ですし、躊躇されているようだったら、それはやめておいた方がいいと、私は思います。いい関係ができた時に読むって言うのと、初めて行って、「これいい本だからこれ読もう。」っていうのは全然違います。ボランティアは、ヘタすればやり直しがききません。ですから、そういう意味では、もう少し慎重になるべきですし、先生たちのできることとボランティアのできることはハッキリ違うので。そこはどっかに肝に銘じておかないと、プロのやることとボランティアのやることを同じと考えると、それは違ってくるのかなあ…という風に思って、わたしたちは、いつもその話をしています。

村 上 氏：さっき、付け落とししたんですけど、ボランティアで読む場合は、できるだけハッピーエンドで終わるようなおはなしにしたいなと思います。

桃太郎の話なんですけど、鬼が石を投げられて、「まいった、まいった」って逃げていく場面がありますと、子どもたち、あとで鬼のことを心配して涙流す子もいるんです。オニちゃんに友達になって…それならいいんですけど。やはりハッピーエンドで…担任だったらいくらでも修復がきくんですけど、できるだけ、私も、ボランティアの立場ではハッピーエンドで終わるものを選んでいきます。あとで、ずっと引きずって、本読んで泣かれて困ったって言われると、私も困りますので…ぜひ、ハッピーエンドでいってください。

司 会：ありがとうございます。まだまだ発言を希望の方もいらっしゃるかと思いますけれども、残念ながらお時間となってしまいました。

(質疑応答終了)

第10回世田谷区子ども読書活動推進フォーラム 終了挨拶

中央図書館長 會田孝一

皆さま、こんにちは。世田谷区立中央図書館の會田（あいだ）と申します。

本日はお忙しい中、また足元の悪い中、フォーラムにご参加いただきまして誠にありがとうございます。

質疑応答もまだまだ一時間でも二時間でも繋げられるほど、皆さん熱意で満ち満ちているのかなという風に思いました。

さて、皆さんの読書活動を支えたり、ご提供したりする公共図書館は、色々と周りが騒がしいという状況があるかという風に思っています。

T S U T A Y A 図書館とか、色々言われている中、図書館のあり方とういのが問われていますけれど、今日お話があったように、本質を見失うことのないように考えていかなくてはいけないと改めて思った次第です。

最後に、今回ご登壇いただきました野口先生・村上先生・越高さん・豊嶋さんに、もう一度、盛大な拍手をよろしくお願い致します。

～ 拍手 ～

本日は、どうもありがとうございました。

〈当日配布資料〉

第10回世田谷区子ども読書活動推進フォーラム

2016年2月20日

合理的配慮の提供と基礎的環境整備について ～ 障害者差別解消法施行にむけて～

専修大学文学部教授

野口 武悟

takenori@isc.senshu-u.ac.jp

1.はじめに

- 2016年4月 **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)** 施行

- ✓ 障害者差別解消法の内容は？
- ✓ 「合理的配慮」とは何か？
- ✓ 「基礎的環境整備」とは何か？
- ✓ 図書館(公共図書館・学校図書館)での対応は？

2.ノーマライゼーションの潮流と 「障害者の権利に関する条約」

- 根底にあるのは、**ノーマライゼーション思想**
 - 1960年代にデンマークのバンク・ミケルセンによって提唱
 - “障害者が、ニーズに応じた配慮を受ける権利を享有しながら、**可能な限り通常(ノーマル)な仕方**でその能力を発揮し、**それを通して社会に参加していく**”

- ノーマライゼーションの実現に向けて
 - 障害の個人モデルから**社会モデル**への転換
 - ✓ 障害の社会モデル:**社会こそが障害を作っており、それを取り除くのは社会の責務**
 - ex) 図書館の「障害者サービス」=
「図書館利用に障害のある人へのサービス」
障害は、利用者ではなく、図書館側にある
 - 実践的方法論として
 - ✓ **バリアフリー**
 - ✓ **ユニバーサルデザイン**

- 「**障害者の権利に関する条約**」の時代へ
 - 2006年12月の国連総会にて採択
 - ✓ 障害者には、当然、障害のある子どもを含む
 - ✓ **平等・無差別、合理的配慮の提供**など
 - 批准に向けた国内法整備の一環として障害者差別解消法を制定
 - 2014年1月に批准、2月に国内発効

3.障害者差別解消法のポイント

- 構成
 - 26条の本則と9条の附則から成る
- 定義
 - 障害者:「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制約を受ける状態にあるもの」(第2条第1号)
 - 社会的障壁:「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」(第2条第2号)

• 主なポイント

- ✓ **基礎的環境整備** (第5条)
- ✓ **不当な差別の禁止** (第7条第1項及び第8条第1項)
- ✓ **合理的配慮** (第7条第2項及び第8条第2項)

行政機関等・・・公立図書館(指定管理館を含む)、公立学校の学校図書館

事業者・・・私立図書館、私立学校の学校図書館

✓ **基礎的環境整備**

→第5条:“行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない”

▶行政機関等と民間事業者の双方に、「**合理的配慮**」を的確に行うための「**基礎的環境整備**」に努めることを求めている

✓ **不当な差別の禁止**

→第7条第1項:“行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない”

→第8条第1項:“事業者は、その事業を行うに当たり、(以下同文)”

▶行政機関等と民間事業者の双方に、**不当な差別を禁止している**

✓ **合理的配慮**

→第7条第2項:“行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をしなければならない”

→第8条第2項:“事業者は、(中略)必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない”

▶行政機関等に対して、「**合理的配慮**」の提供を義務づけている(民間事業者には努力義務)

4.「基礎的環境整備」と「合理的配慮」

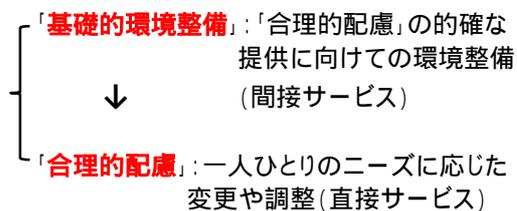
• 「合理的配慮」の定義

→“障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、**特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**をいう”(条約第2条)

• 「**合理的配慮**」の土台としての「**基礎的環境整備**」

→「障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等」は「合理的配慮を的確に行うための環境の整備」と位置づけ、「着実に進めることが必要」などとしている(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(2015年2月閣議決定))

- 関係を整理すると…



→いずれも、これまでの図書館における「障害者サービス」の実践が参考になる。ただし、子どもへのサービスの視点が弱かった。

5.日本における障害者の現状

- 障害者の現状
 - 身体障害者366.3万人、知的障害者54.7万人、精神障害者(発達障害者を含む)320.1万人のあわせて741.1万人…**国民の約6%**
 - 高齢化に伴って、視覚機能、認知機能の低下した人も急増
 - 子どもについてみると、**約10%(1割)**
…**すべての学校に在籍**

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 聴 自閉症・情緒障害
覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害
(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者:約1万7千人)

1.84%
(約18万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害(LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)
言語障害

0.82%
(約8万4千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者:約2千人)

3.33%
(約34万人)

この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、
医師の診断によるものでない。

出典:文部科学省のホームページ

- 「合理的配慮」が必要なのは法律に規定された障害者だけ？

- ✓ 一時的な病気やケガの状態にある人
- ✓ 日本語を母語としない人

など

6. 図書館としての対応

- 基礎的環境整備について
 - 求められる対応例
 - ✓ 職員の意識と理解の向上
 - ✓ 障害者を考慮せずに制定された規則・ルールの改正
 - ✓ 施設・設備・サインのバリアフリー化の推進
 - ✓ 読書補助具・支援機器の導入
 - ✓ バリアフリーな資料の収集と提供

など

✓ 読書補助具・支援機器の導入

- * リーディングトラッカー (タイポスコープ)
- * 書見台
- * 拡大鏡
- * 拡大読書器
- * 音声読書器
- * DAISY再生機

など

✓ バリアフリー資料・情報資源の収集と提供

- * 点字資料
- * 手で読む絵本 (さわる絵本)
- * 録音資料
- * 拡大文字資料
- * 手話絵本
- * 布の絵本
- * LLブック
- * マルチメディアDAISY

など

* LLブック: ピクトグラム (絵記号)などを併用し、やさしい文章で読みやすく書かれた図書。藤澤和子・服部敦司編著『LLブックを届ける: やさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ』(読書工房)には、現在日本で刊行されているLLブックのリストを掲載



わたし

じてんしゃ

いく

あそぶ

* マルチメディアDAISY: DAISYのマルチメディア版で、音声だけでなく、文字や画像も同時に再生できる電子書籍の一種。伊藤忠記念財団が「わいわい文庫」シリーズを希望する全国の公共図書館や学校図書館に寄贈している。また、日本障害者リハビリテーション協会が提供する図書館向けのサービス「DAISYライブラリー」(会員制)を利用して収集、提供することも可能

- これらの**バリアフリーな資料**は商業出版・流通がまだ少なく、購入して収集可能なものが限られている
→**公共図書館・学校図書館の協力によるシェアが重要**
- 点字資料と録音資料のデータについては「**サピエ**」(<http://www.sapie.or.jp>)や国立国会図書館による「**視覚障害者等用データ送信サービス**」の活用が有効
- 障害のある子どものニーズに応じて**著作権法第37条第3項に基づき自館製作**することも一方法

- 合理的配慮について
→考えられる対応例
 - ✓**職員による個別のさまざまな支援**
 - ✓**資料の貸出期間の延長や貸出点数の拡大**
 - ✓**資料の郵送貸出・宅配の実施**
 - ✓**資料の対面朗読(音訳)の提供**
 - ✓**資料の製作(点訳、音声訳、拡大訳、デジタル化等)と提供**
- など

- ✓**資料の郵送貸出・宅配の実施**
→「郵便法」及び日本郵便の各種約款の規定により発受施設指定を受けることで可能
視覚障害者に点字・録音資料を無料で貸出すこと(**第四種郵便物**)
聴覚障害者に「ビデオテープその他の録画物」を割引料金で貸出すこと(**聴覚障害者用ゆうパック**)
重度の身体障害者又は知的障害者に冊子形態の資料を半額の料金で貸出すこと(**心身障害者用ゆうメール**)

- ✓**資料の製作(点訳、音声訳、拡大訳、デジタル化等)と提供**
→著作権法第37条第3項の規定により、公共図書館・学校図書館では、原資料の**著作権者に無許諾で音声化等の複製と自動公衆送信が可能**
 - ▶「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」
- 過大な負担なく取り組むには**図書館協力者(音訳者など)の計画的な養成と確保が必須**

7.おわりに

- 「**図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言**」(日本図書館協会、2015年12月)
→「全国のすべての図書館と図書館員が、合理的配慮の提供と必要な環境整備とを通じて、図書館利用における障害者差別の解消に、利用者と手を携えて取り組む」ことを宣言

- 「**図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン**」を2016年3月に策定予定
→現在、案を日本図書館協会のウェブサイト(<http://www.jla.or.jp>)で公開し、意見募集中(2/29まで)
→解説セミナーを開催予定:3/2(東京)、3/4(大阪)

- 「合理的配慮」とそのための「基礎的環境整備」は**“特別な対応”ではなく“当たり前の対応”**

ex) 「ユネスコ公共図書館宣言」(1994年)

「理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、**特別なサービスや資料が提供されなければならない。**」

→**すべての人が利用できる図書館の実現へ**

- まずは、各図書館で現状分析を行い、**何ができるかを検討**

→地域の当事者団体等へのヒアリングや懇談を通しての意見聴取も有効

- その上で、過大な負担のない範囲で**できることから対応を進めたい**

ご静聴ありがとうございました

「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」

2015年12月18日

公益社団法人日本図書館協会

2016年4月1日に予定される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行を控え、

●国際障害者年（1981年）の全国図書館大会（埼玉大会）全体会における「著作権問題の解決を求める決議」とその後の著作権法改正活動を含む図書館利用に障害がある人々へのサービス（障害者サービス）の発展を回顧し、

●障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が、その第二十一条で締約国に「障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること」を求めていることに特に留意するとともに、障害者との意思疎通に努め、

●全国のすべての図書館と図書館職員が、合理的配慮の提供と必要な環境整備とを通じて、図書館利用における障害者差別の解消に、利用者と手を携えて取り組むことを宣言する。

（この宣言は、2015年第101回全国図書館大会（東京大会）障害者サービス分科会に提案し参加者に承認されたものである。日本図書館協会ではこれを協会宣言として発表し、全国のあらゆる図書館及びその職員に対し、障害者権利条約でいう合理的配慮の提供と基礎的環境整備を行うことで、図書館利用における障害者差別の解消、つまりすべての人が利用できる図書館に図書館自らが変わるべきことを求める。）

図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく
著作物の複製等に関するガイドライン

2010 年 2 月 18 日

2013 年 9 月 2 日別表一部修正

国公立大学図書館協力委員会
(公社) 全国学校図書館協議会
全国公共図書館協議会
専門図書館協議会
(社) 日本図書館協会

(目的)

- 1 このガイドラインは、著作権法第 37 条第 3 項に規定される権利制限に基づいて、視覚障害者等に対して図書館サービスを実施しようとする図書館が、著作物の複製、譲渡、自動公衆送信を行う場合に、その取り扱いの指針を示すことを目的とする。

(経緯)

- 2 2009 (平成 21) 年 6 月 19 日に公布された著作権法の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 53 号) が、一部を除き 2010 (平成 22) 年 1 月 1 日から施行された。図書館が、法律改正の目的を達成し、法的確な運用を行うためには、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体 (以下「図書館団体」という。) は、ガイドラインの策定が必要であるとの意見でまとまった。そのため、図書館団体は、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、同協議会を構成する権利者団体 (以下「権利者団体」という。) と協議を行い、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定することとした。

(本ガイドラインの対象となる図書館)

- 3 このガイドラインにおいて、図書館とは、著作権法施行令第 2 条第 1 項各号に定める図書館をいう。

(資料を利用できる者)

- 4 著作権法第 37 条第 3 項により複製された資料 (以下「視覚障害者等用資料」という。) を利用できる「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」とは、別表 1 に例示する状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者をいう。
- 5 前項に該当する者が、図書館において視覚障害者等用資料を利用しようとする場合は、一般の利用者登録とは別の登録を行う。その際、図書館は別表 2「利用登録確認項目リスト」を用いて、前項に該当することについて確認する。当該図書館に登録を行っていない者に対しては、図書館は視覚障害者等用資料を利用に供さない。

(図書館が行う複製 (等) の種類)

- 6 著作権法第 37 条第 3 項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」とは、次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスするこ

とを保障する方式をいう。

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデイジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

（図書館間協力）

- 7 視覚障害者等のための複製（等）が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする。また、それを円滑に行うための体制の整備を図る。

（複製の品質）

- 8 図書館は第6項に示す複製（等）の質の向上に努める。そのために図書館は担当者の研修を行い、技術水準の維持を確保する。図書館団体は、研修に関して積極的に支援する。

（市販される資料との関係）

- 9 著作権法第37条第3項ただし書に関して、図書館は次のように取り扱う。
- (1) 市販されるもので、次のa)～d)に示すものは、著作権法第37条第3項ただし書に該当しないものとする。
- a) 当該視覚著作物の一部分を提供するもの
 - b) 録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの
 - c) 利用者の要求がデイジー形式の場合、それ以外の方式によるもの
 - d) インターネットのみでの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない。）
- (2) 図書館は、第6項に示す複製（等）を行おうとする方式と同様の方式による市販資料の存在を確認するため、別表3を参照する。当該方式によるオンデマンド出版もこれに含む。なお、個々の情報については、以下に例示するように具体的にどのような配慮がなされているかが示されていることを要件とする。
- また、販売予定（販売日を示したもの）も同様に扱う。
- （資料種別と具体的配慮内容）
- 例：音声デイジー、マルチメディアデイジー（収録データ形式）、大活字図書（字体とポイント数）、テキストデータ、触ってわかる絵本、リライト
- (3) 前記(2)の販売予定の場合、販売予告提示からその販売予定日が1か月以内までのものを「提供または提示された資料」として扱う。ただし、予定販売日を1か月超えても販売されていない場合は、図書館は第6項に示す複製（等）を開始することができる。
- (4) 図書館が視覚障害者等用資料の複製（等）を開始した後に販売情報が出された場合であっても、図書館は引き続き当該複製（等）を継続し、かつ複製物の提供を行うことができる。ただし、自動公衆送信は中止する。

(ガイドラインの見直し)

- 10 本ガイドラインは、社会状況の変化等に応じて随時見直し、改訂を行う。その際は、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」における検討を尊重する。

以上

別表 1

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

別表 2

*ガイドラインに基づき、図書館職員が「視覚による表現の認識に障害のある者」を判断するための一助としてこのリストを作成する。以下の項目のいずれかに該当する場合は、図書館の障害者サービスの利用者として登録ができる。(本人以外の家族等代理人によるものも含む)

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	身体障害者手帳の所持 [] 級 (注)
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳 (愛の手帳) の所持 [] 級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

注 (身体障害者手帳における障害の種類) 視覚, 聴覚, 平衡, 音声, 言語, 咀嚼, 上肢, 下肢, 体幹, 運動-上肢, 運動-移動, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 膀胱, 直腸, 小腸, 免疫など (身体障害者福祉法別表による)

別表 3

著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト

1. 録音資料

(1) 様々な出版社の刊行物のオーディオ出版

出版社名	電話番号	HP
(有) オフィス・コア	045-263-1585	http://www2.odn.ne.jp/~aac32320/
(株) 音訳サービス J	045-441-1674	http://onyakuj.com/index.php
一輪堂	03-3368-7089	http://www.itirindo.com/
(株) 東京エーヴィセンター	03-3833-1705	http://www.tavc.co.jp/
ことのは出版 (有)		http://www.kotonoha.co.jp
(株) 横浜録音図書	045-680-1767	http://www5a.biglobe.ne.jp/~yrt/

(2) 自社出版物のオンデマンド D A I S Y 出版

問合せ先(委託製作) テープ版読者会 <http://mimitoku.org/contact.html>

03-3397-5705 e-mail:tapeban-dokusyakai@tea.ocn.ne.jp

(株) 金曜日	03-3221-8521	http://www.kinyobi.co.jp/publish/publish_list.php?m=2
樹花舎 (きのはなしゃ)	03-5609-8110	http://kinohana.la.coocan.jp/entrance.html
合同出版 (株)	03-3294-3506	http://www.godo-shuppan.co.jp/index.php
(株) 七つ森書館	03-3818-9311	http://www.pen.co.jp/
(株) 影書房	03-5907-6755	http://www.kageshobo.co.jp/
(株) すいれん舎	03-5259-6060	
(有) 創出版	03-3225-1413	http://www.tsukuru.co.jp/

2. 大活字資料 (オンデマンド含む)

(株) 大活字	03-5282-4361	http://www.daikatsuji.co.jp/
(社福) 埼玉福祉会	048-481-2181	http://www.saifuku.com/annai/
(有) 読書工房	03-5988-9160	http://www.d-kobo.jp/
(株) 講談社	0120-298-956	http://www.bookpark.ne.jp/kodb/

3. テキストデータ

(有) 読書工房	03-5988-9160	http://www.d-kobo.jp/
バリアフリー資料リソースセンター		http://www.best-npo.com/brc/data/

上記のほか、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」(<http://library.sapie.or.jp>) で、各種視覚障害者等用資料の出版物を検索できる。

1・埼玉県志木市立志木小学校について

(1)学社融合施設ということ

学社融合とは学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら、協力しようとするものである。明治7年開校の長い歴史ある小学校であるが、建て替えを機に2003年に公民館、公共図書館が小学校と同じ建物に入った複合施設として新たに開校をした。授業時間に児童が市民と肩を並べて、本を読む姿は当たり前前の光景であり、利用も時間も学校の授業時間は休館日でも閲覧できるようになっている。蔵書の利用も児童書以外も可能である。

(2)オープンスタイルの学校である

教室と廊下との間に壁がない作りである。図書館も同様である。学校側の公共図書館への出入り口にはドアがない。ドアの開閉なく図書館へ入ることができる。校内には大きな図書室はないが各階に教室半分程度の図書室がある。壁はなく自由に出入りできるようになっている。

(3)公共図書館と学校図書館の2つの利用

公共図書館蔵書数 約95000冊(うち児童書数 約36000冊)

2015年度末

児童 登録カードにより貸し出し利用 10冊まで2週間

教師 登録カードにより貸し出し利用 特に定めなし

学校図書館蔵書数 約6500冊・プラス紙芝居120点

2011年度末

2・志木小学校特別支援学級について

知的障がいと情緒障がいの学級である。児童数は各学級上限8名が標準である。児童数により学級数が増減。児童の実態に応じて介助員がつく。

3・図書館における合理的配慮とは・・・障害者差別解消法施行2016年4月

こうしてもらえば図書館が利用できる、障がいのある人のみならず、高齢者や他国にルーツのある人など多様な人々にとって使いやすい図書館であってほしい。そのためのニーズの把握が合理的配慮の第一と考えたい。しかし、障がいのある当事者がどのような配慮をしてもらいたいかは、なかなかいえない。関わる人が、ニーズを把握し、環境を整えたい。

例1 音訳、点訳図書・点訳図書、電子書籍、拡大読書器など

例2 当事者から 東田直樹『跳びはねる思考』 濱口瑛士『黒板に描けなかった夢』

4・志木小学校から合理的配慮を考える

(1) 施設設備 身近に使いやすい図書館がある。

- 公共図書館の位置が建物の中央にある(生涯学習棟)。
- 特別支援学級の位置も中央にある(教室棟)。
- ◎図書館から一番近い教室は特別支援学級である。
- 教室棟にも各階の中央に学校図書館がある。隣接が特別支援学級の教室。
- オープンスタイルの学校である。公共図書館、学校図書館の出入口も同様である
- 公共図書館休館日(月)も利用が出来る。貸し出しは不可。
- 登録カードにより一人10冊、2週間の利用が出来る。
- 職員が複数いる。(公共図書館員、学校図書相談員)
- ◎児童書、一般書の利用も可。

(2) 読書指導 内容の工夫と選書

- 毎朝の読み語り
- 読書の時間の設定。
- ◎生活、学習の場での図書館資料の活用。

本から広がる → 絵・工作・作文・歌・体育・劇・ペープサート・・・。

本へ繋がる → 調理・飼育・栽培・学級活動(お楽しみ会・新聞作り)
調べ学習・・・。

エリック・カール	絵を見ただけで名前が出る 絵画の手法を取り入れ作品を作る 『できるかな』朝の体操に取り入れる
『ゆうたくんちのいばりいぬ』シリーズ	音読、視写 本を見なくても覚えている
『おおきなかぶーロシアの昔話ー』	劇で取り組む 背景やかぶを作る 役柄の帽子を作る 練習の中、まとめ役のリーダーが誕生する 演じる(協力)
『てぶくろーウクライナ民話ー』	ペープサートで演じる 背景の水きり絵に取り組む バックグラウンドの音楽になじむ 『美しき青きドナウ』 役柄を作る

『おおきくおおきくお おきくなあれ』	紙芝居をつくる 作った紙芝居を自分たちで演じる
『ぞうくんのさんぽ』	ペープサートで演じる 背景や役柄を作る リーダーの誕生 大型絵本、英語版、あめふりさんぽなどを見つけて借りてくる 休み時間もペープサートを作り遊ぶ 修学旅行でぞうくんを作る(ふくべ) 作文をかく 卒業後もぞうくんを借りに来る・・・
オーサー・ビジット 長谷川義史さん	色紙を作る 来てほしい理由 何をしてほしいか等 絵を書いたり、折り紙を貼りつけたり・・・ 長谷川義史さんの作品を読む 体育のサーキットトレーニングを忍者検定とする 『おじいちゃんのおじいちゃんのおじいちゃんのおじいちゃん』 『いいからいいから』
オーサー・ビジット 津田櫓冬さん	色紙を作る 作品を読む 紙芝居『トビウオのぼうやはびょうきです』の続編を作る 津田さんへのお礼の手紙を書く 絵や折り紙など

◎読書資料選書の視点

障がいの特性を理解する。

視覚	ハイコントラスト	白黒
	1点集中	注意の対象
	字体・ポイント	
	色彩、陰影	
思考	シングルフォーカス	部分の把握
	シングルレイヤー	重なり、同時的が苦手

気持ち 安心、安堵

参考

	題名	出版年	著者	出版社
1	ぞうくんのさんぽ	1977	なかのひろたかさく・え	福音館書店
2	しろくまちゃんのほっとけーき	1972	わかやまけん	福音館書店
3	おおきなかぶーロシアの昔話ー	1966	A・トルストイ再話 内田莉紗子訳 佐藤忠良画	福音館書店
4	てぶくろーウクライナ民話ー	1965	エウゲーニ・M・ライチョ フえ うちだりさこ訳	福音館書店
5	トビウオのぼうやは びょうきです (紙芝居)	1986	いぬいとみこ作 津田櫓冬画	童心社
6	おおきくおおきくおおきなあれ (紙芝居)	1983	まついのりこ脚本・画	童心社
7	かりゆしの海 (紙芝居)	1989	まついのりこ脚本・画 横井謙典写真	童心社
8	サンドイッチサンドイッチ	2008	小西英子さく	福音館書店
9	「ゆうたくんちのいばりいぬ」 シリーズ(全11巻・別冊2冊含む)	1988～	きたやまようこ作	あかね書房
10	おじいちゃんのおじいちゃんの おじいちゃんのおじいちゃん	2000	長谷川義史作	BL出版
11	できるかな?ーあたまからつまさ きまでー	2003	エリック・カールさく くどうなおこやく	借成社
12	カニツツン	2001	金関寿夫ぶん 元永定正え	福音館書店
13	ぼくたちのコンニャク先生	1996	星川ひろ子写真文	小学館
14	よかったね ネットくん	1969	レミー・シャーリップぶん・え やぎたよしこやく	借成社
15	きょうは みんなで クマがりだ	1991	マイケル・ローゼン再話 ヘレン・オクセンバリー 絵 山口文生訳	評論社
16	鉄道ファン (月刊誌)	1961～		交友社
17	跳びはねる思考ー会話のできない 自閉症の僕が考えていることー	2014	東田直樹著	イースト・プレス
18	黒板に描けなかった夢ー12歳、 学校からはみ出した少年画家の内 なる世界 濱口瑛士作品集ー	2015	濱口瑛士著	ブックマン社
19	さる・るるる	1979	五味太郎作・画	絵本館
20	もけらもけら	1990	山下洋輔ぶん元永定正え 中辻悦子構成	福音館書店
21	おでんのゆ	2008	真珠まりこ 作・絵	ひさかたチャイルド
22	みかんのひみつ	2007	鈴木伸一監修 岩間史朗 写真撮影	ひさかたチャイルド

教育

edu@asahi.com

木曜～日曜掲載

図書館や公民館と

併設型学校 全国に

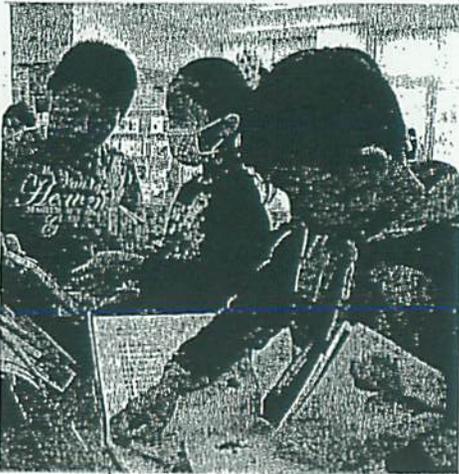
老朽化や少子化 経費節約

図書館や高齢者施設と同じ建物に公立学校が入る例が増えている。老朽化や学校統廃合を機に、校舎を別の施設とまめて建て替える複合化が進んでいるためだ。経費節約や世代間交流などの利点がある一方、防犯上の課題なども浮かぶ。

埼玉県志木市の市立志木小学校。2003年の改築で、市立図書館や公民館と同じ建物(地下2階、地上4階)に入った。

平日の午前10時半ごろ、2階の図書館に小学校の児童がやって来る。休み時間を使って、本を借りたり読んだりするためだ。児童は貸し出し事務も手伝う。この日は、5年生の宮澤智大君が慣れた手つきで、本のバーコードを読み取っていた。

志木小では、国語や総合学習の授業でも図書館を頻繁に使う。同校職員の高島理子さんは「学校の図書室より本が多く、新刊も豊富。市民と同じ施設を使うことでマナーも学べる」。



①学校の隣の棟にある市立図書館を利用する志木小学校の児童ら②志木小学校が入る建物。主に左側に学校、右側に図書館と公民館がある

いずれも埼玉県志木市

文科科学省によると、公立学校が公立の図書館や保育所などと同じ建物に入る複合化は、1990年ごろから少しずつ増えた。その後、校舎の老朽化や耐震基準の見直し、少子化による統廃合などで学校の改築が進み、広がったという。今後も増えると思われる。複合化に関する文科省の有識者会議は昨年、「財政負担を軽減するため、複数施設の一体整備を検討する自

防犯・利用者とのすみ分け、課題

学校の複合化に伴い、現場ではさまざまな配慮や対策も必要になる。

志木小では図書館や公民館の出入り口を別に設け、学校の昇降口は登校時間の午前8時前後の約30分しか開けない。防犯対策のためだ。敷地内に防犯カメラを20台置き、公民館と同じ棟にある特別教室に行く児童には教員が同行する。校内放送は、図書館や公民館に配慮して緊急時以外は使わず、教職員同士は専用のPHSで連絡を取る。

首都圏のある公立小は、高齢者施設や子育て施設と同じ建物にあるが、児童と施設利用者の活動場所は分けている。理由の一つは高齢者や乳幼児の安全確保

治体は増える」と指摘した。文科省の昨年度の調査では、他施設と同じ建物にある公立小中学校は全国に1万5677校(全体の35%)。一緒に入る施設は、放課後児童クラブ(6333校)や防災用備蓄倉庫(5553校)が多いが、図書館や公民館など社会教育施設(510校)▽体育館など社会体育施設(142校)▽保育所(112校)▽老人福祉施設(113校)――などもあった(重複含む)。音楽ホールやプラネタリウムが入っている例もある。文科省は「世代間の交流や、地域活動との連携が期待できる」などとして複合化を促す方針。経費の補助や先進事例の紹介などをするといい。

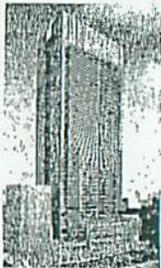
保だ。「それぞれが別の時間帯に活動しているし、学校は授業にできれば望ましいが、実際にはなかなか時間が取れない」と校長は打ち明ける。

複合化した場合、児童生徒数の増減で他施設に影響が出ることもある。06年に市のオフィスや商業施設などと複合化された京都市立京都御池中学校は、その後の生徒数増加で市のオフィスを教室に改修した。

文科省の有識者会議は、こうした課題に配慮しつつ「施設計画や運営について自治体の担当部局同士や住民がアイデアを出し、合意形成に至ることが重要」と指摘している。(芳原文字)

45階建てに入居も 東京都中央区

東京都中央区では、21年春をめどに超高層ビル内に区立城東小学校を移す計画が進む。学校があるJR東京駅周辺の再開発に伴うもの。



完成予想図

ビルは高さ245mの地下4階、地上45階建てで、オフィスや店舗、バスターミナルなどが入る予定。城東小は1～4階部分で、ビル低層部の屋上の一部を校庭に使う。区の担当者は「ビル群に囲まれている今より、校庭や体育館が広がる」と説明する。

第3部 実践報告②「絵本でバリアフリー」
～わたしたちはこんなふうに絵本を読んでいます～

H28/2/20(土) 15:05～16:15
本と子どもの発達を考える会

会長 越高 令子 (松本市「ちいさいおうち書店」)
事務局長 豊嶋 さおり (JPIC 読書アドバイザー)

ちょっとした工夫で どの子ども本を楽しめる…。
子どもの心に 本の栄養を！



◎「クシュラの奇跡」140冊の絵本との日々
ドロシー・パトラー 著 百々佑利子 訳 のら書店

1 はじめに

「本と子どもの発達を考える会」について

長野県立こども病院ボランティア ～ 現在まで (資料1)

・『クシュラの奇跡』 ～ 3つのL～

2 小学校特別支援学級での実践から (3校/年6回 継続2年 計12回)

(1) 大切にしていること

(2) わたしたちの選書から

- ・導入に～絵本でコミュニケーション～『どどどどど』
- ・読み方にひと工夫『あおくんときいろちゃん』
- ・新たな気づき『ふしぎなナイフ』

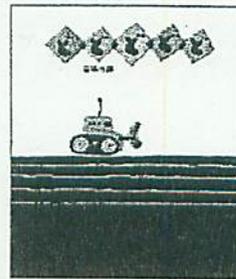
(3) 「ことば」のリズムを感じる・「ことば」を育てる (資料2)

- ・『きたきたうすまき』
- ・「あいうえおにぎり」ねじめ 正一 『かさぶたってどんなぶた』(あかね書房)より

(4) 絵本で子どもの興味、関心をひろげる ～体験・活動・遊びへつなぐ～

- ・『やさいのおなか』 『おちばがおどる』 『どんぐりころころ』 など
(ポプラ社) (ひさかたチャイルド/しぜんにタッチ!)

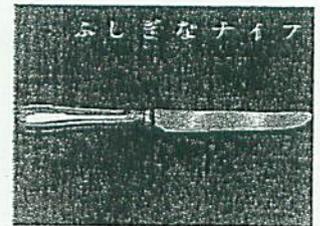
(5) 学校図書館とつなぐ / ミニ本づくりワークショップ (資料3)



◎「どどどどど」
五味太郎 作 偕成社



◎「あおくんときいろちゃん」
レオ・レオ二作
藤田圭雄 訳 至光社



◎「ふしぎなナイフ」
中村牧江・林健造 作 福田隆義 絵
福音館書店

3 地域・民間との連携により できること ～わたしたちの経験から～

(1) 公共図書館とボランティアの連携 『ドオン!』(資料4)

(2) 新展開 学校巡回展「いのちの本展～みんないっしょに生きている～」

いのちの出前授業「いのちの絵本ブックトーク」より (資料5)

- ・からだところ 『てとてとてとて』
- ・多様ないのちに出会う 『となりのしげちゃん』
- ・一人ひとりの大切ないのち 『かみさまからのおくりもの』

(3) その他、特別支援学校、自閉症児の親の会、障害児放課後等デイサービス など



◎「きたきたうすまき」
元永定正 作 福音館書店

4 おしまいに ～会の活動の進展～ 情報発信へ

・読み聞かせマガジン『この本、読んで!』

2014<春～冬号>「発達障害と絵本」連載

・2014 信濃毎日新聞連載「虹のブランコ」(ちいさいおうち書店 HP)(資料3.4)

・今後 多様な子どもたちへの読み聞かせ実践情報の発信



◎「やさいのおなか」
きうちかつ 作 福音館書店

・いのちの本展から『すっすっはっはっ こ・きゅ・う』

「本と子どもの発達を考える会」の活動について

1、はじめに

松本では、図書館のほか、子どもの本の専門店「ちいさいおうち書店」を通して、読書推進活動に携わる団体や個人の繋がりが育まれてきました。

「本と子どもの発達を考える会」は、ちいさいおうち書店 越高令子を中心に「長野県立こども病院おはなしボランティア」が立ち上げた会です。

2、「本と子どもの発達を考える会」の設立

- ① 長野県立こども病院おはなしボランティア
 - ・1993年開院～ コーディネーター「ちいさいおうち書店」 越高令子
 - ・ボランティアには個人、及び団体が参加
 - ・4つの病棟のプレイルーム、個室での読み聞かせ（毎週金曜）
- ② 伊藤忠財団 平成20年度 子ども文庫助成を経て
 - ・おはなしボランティアによる書籍の活用を検討 → 会の設立準備会
 - ・「支援を必要とする子どもたちのための本」約200冊を整備

3、「本と子どもの発達を考える会」の活動

「本と子どもの発達を考える会」は、支援の必要な子どもたちへの絵本の読み聞かせなどによる発達支援活動のほか、本を通して多様な「いのち」への理解を深めるための活動を展開しています。

- 「本と子どもの発達を考える会」2010年（H22）設立 / 会長 越高 令子
 - ・立ち上げ20名のうち半数がこども病院ボランティア
 - ・H28/2月現在 正会員171名 賛助会員20名 計191名
 - ※ 賛助会員のうち出版社4社、正会員に出版、教育、医療、読書関係者多数
 - ※ 協力社（本の寄贈など）出版社7社
- 「本と子どもの発達を考える会」の事業活動（非営利）※ 別途リーフレット参照
- ★ 「支援を必要とする子どもたちのための本展」約200冊
 - ※ 会主催展示 / 展示のための貸出
 - ※ 伊藤忠財団 H20年度子ども文庫助成1セット（会へ移管/こども病院常設）
 - H23・24年度 長野県地域発元気づくり支援金 1セット増設（貸出対応）
 - ※ 実績 年間15回程度 / H22～現在までの累積 約70回
- ★ 学校巡回展 「いのちの本展～ みんないっしょに生きている～」
 - ※ H25年度新設（H25年度元気づくり支援金活用事業）
 - ※ きもち、大切なひとりひとりのいのち、病気のこどもたち、あなたのまわりのいろいろな人、先生向け H27現在 計134冊 / 無料
 - ・「いのちの授業（いのち本展ブックトーク）」※ 有償にて受託
- ★ 支援の必要な子どもたちへの継続的な読み聞かせの実施と実践報告
 - ※ 特別支援学級、重症心身障害児母子通園施設、情緒障害児短期治療施設など
 - ※ 実績 H22・23 / H24/H25 3冊の報告冊子作成（赤い羽根共同募金公募配分助成）
 - ※ H26～ 報告冊子 自主事業として作成
- ★ 支援の必要な子どもたちのための本に関する講座・講演会の受託
- ★ 公開講座（年2回）
- ★ 子育て支援のための読み聞かせや講座（松本市こどもプラザと協働5年目）
- ★ 東日本大震災等の避難者交流・支援事業 など

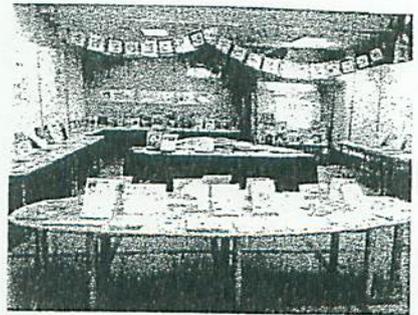
4、情報発信

- ★ 交流研修会 実践報告から「絵本でバリアフリー」2014.2 / 東京 ポプラ社にて
- ★ 絵本と読み聞かせの情報誌 『この本 読んで!』（JPIC）
- 2014 春号～冬号「発達障害と絵本」に実践情報連載
- ★ 信濃毎日新聞連載「虹のブランコ」（越高令子）※ちいさいおうち書店 HP

5、おしまいに

読み聞かせ活動から一歩進んで～あらゆる子どもたちの読書推進と読書環境の充実、福祉の向上のために～ 今後も本の可能性、本を通してできることを、仲間との実践の中から学びあひながら、さらに広く社会に情報発信していくことを目指し努力していきたいと思っています。

本と子どもの発達を考える会
事務局長 豊嶋さおり



「支援の必要な子どもたちのための本展」
（松本市中央図書館ロビー）



「支援の必要な子どもたちのための本展」
（会主催 公開講座にて）



松本市 学都松本フォーラム
本展&ミニ本づくりワークショップ



中学校「いのちの授業」



松本市こどもプラザ おはなし会
（子育て支援・愛着形成）

実施月日 / 平成(22)年(11)月(16)日

学校名		A 小学校		実施者	豊嶋 さおり・伊藤 深雪	
対象学級/児童数 /担任		おおぞら・たいよう / (5) 名 / 担任1名				
実施場所/時間/形態		たいよう教室 / 3校時(35分間) / 児童:椅子に着席・実施者:立って				
	プログラム	時間 (分)	意図・ねらい	その他、反応、様子など		
				担任の先生	実施者	
導入	「はじまるよ」♪ ～パーとパーで～	1	はじまりの合図 毎回共通	すっかり定着し、自然と手と口 が動いていた。	定着。安心し、落ち着いて スタート。	
①	詩「あいうえおにぎり」ねじめ正一 「かさぶたってどんぶた」より 小池 昌代 編 スズキ コーシ 絵 あかね書房	6	導入「あいうえお」 による食べ物詩の 詩であてっこ遊び 前回に続き/詩の復唱	次にどんな食べ物が出てくるか 想像しながらあてっこに参加。 復唱は、詩のリズムを楽しむこ とができた。	前回の詩の復唱を覚えていたの で理解が早い。詩を拡大掲示。 詩に出てくる食べ物をあてっこ。 復唱もよく声が出ていた。	
②	「きたきたうすまき」 元永 定正 作 福音館書店	4	ことばのリズムを 感じる 声に出して一緒に 読んでみよう	「くるくる」や「くるりん」な どと、一緒に声に出して参加。 笑顔で、リズムや言葉を楽し んでいる様子。	初めに実施者2人が掛けあって 読むと、一緒に声を出す児童も。 続いてもう一度、実施者と一緒 に復唱して読む。とても楽しい。	
③	「コッケモーモー！」 ジュリエット・ダラス 作 アリソン・パートレット 絵 たなか あきこ 訳 徳間書店	5	魅力的な読みもの おもしろい鳴き声 (言葉)の繰り返しに よる展開。	知っている児童も多かったが、 不思議でおもしろい言葉(鳴き 声)を楽しんでいた。「もう1 回読んで！」の声も。	良く知っている子も、知らない 子も、言葉(鳴き声)のおも しろさに、笑いながら、とても 集中して楽しめた。	
④	詩「言葉ふざけ」川崎 洋 「しゃべる詩 あそび詩 きこえる詩」より はせみつこ 編 飯野 和好 絵 富山房	5	転換・詩を楽しむ 同じことばを下から 読むと…?ことばの 面白さに気付きを。	どの子も大きな声で詩を読むこ とができた。「くんでのさかさ はてんぐ」などと、自分で考え た言葉を口にする子も。	詩を読むのにも慣れ、入りやす い。ことばをさかさにするのは 難しいが、拡大掲示により、目 で字を追って読める子も。意図 の理解も早く、楽しめた。	
⑤	「ふしぎなナイフ」 中村 牧江/林 建造 作 福田 隆義 絵 福音館書店	5	ことばと様態を、 目で見て楽しく理解。 ナンセンスな ユーモアも魅力	気に入った子が多く、おはなし 会が終わってからも、じっくり と絵本を見る子が何人もいた。 ナイフの変化が、目で見てわか りやすかった。	興味深く集中して、よく見た。 絵がことばをよく表現しており、 見てわかりやすい。一部、こと ばを付箋で隠して提示すると、 児童はことばを連想し答えた。	
⑥	「まめうしくんとあいうえお」 あきやまただし 作・絵 PHP研究所	8	最後は楽しく 言葉の基本 「あいうえお」を 表情豊かに声に出す	みんなで声に出して楽しんだ。 あ行～「ん」まで、長い時間、 集中して参加した。	通常、表情に乏しい子も、驚く ほど豊かに声に出して表現する ことができた。大きい声や小さ い声、笑った声や怒った声など、 終始楽しみながら全員が参加。	
おわ り	「おしまいよ」♪	1	おしまいの合図 毎回共通		終了後すぐ、多くの子が、気 に入った絵本を手にする姿あり。 絵本への興味の深まりを感じる。	

全体を通して

- ・全てにおいて、子どもたちが積極的に楽しんで参加した。多くの題材に更なる展開が期待できる。
- ・①の「あいうえお」の詩で始まり、⑥の「あいうえお」の表現で終わるプログラムの流れも良い。
- ・多様な状態の子どもたち全員が無理なく、楽しんで参加できることが最重要。特に、参加型展開においては、簡潔な説明・指示、また、明確な合図が有効だとあらためて実感する。
- ・第6回(最終回)は、これまでの5回で使用した本を振り返るワークショップを予定。

担任の先生より

- ・クイズ形式あり、また一緒に読んだり、声を出したり…ほとんどが参加型で、長時間集中して参加する姿に感心しました。プログラムの良さ、継続実施による集中力の向上も合わせて感じました。
- ・今回は、ことばを声に出して参加するプログラムがほとんどでしたが、どの子も口が動いていることに驚きました。積極的に参加する様子がとてもうれしかったです。毎回楽しいプログラム、感謝です!

虹のブランコ ~絵本がひらく心と言葉~

越高令子が担当している新聞のコラムをご紹介します。

現在、信濃毎日新聞で毎月第4木曜日に連載中です。

2010年に設立した「本と子どもの発達を考える会」での活動を通して経験したことを中心に、子どもと本の出会いについて書いています。

※信濃毎日新聞の許可をいただき、当店のホームページ内にも掲載しています。ご覧ください。

<http://www.chiisaiouchihon.jp/ブログ/虹のブランコ/>

#9 障害児のおはなし会

わたしが、所属している「本と子どもの発達を考える会」が大切にしている活動の一つに、「小学校の特別支援学級での読み聞かせ」があります。2010年に始まったこのプログラムは、松本市内の3校の協力のもと、担任の先生と綿密に打ち合わせをするところから始まりました。

知的障害児、情緒障害児と一緒にのおはなし会をご希望だったので、どんな障害のある子どもたちでも、「あー、この絵本おもしろかった」「楽しかった!」と思ってもらえるようなプログラムが必要になりました。そこで担当者は毎回、「色」「音」「言葉」などのテーマを考え、それに沿って本を選びました。

中でも大切にしたのは、見て分かりやすいことや言葉のリズムがよく覚えやすいこと。それに加え、子ども自身がおはなし会に参加しているという気持ちになれるように復唱したり、クイズ形式にしたりと集中が途切れないような配慮が話し合われました。

名作といわれる絵本も、ちょっとした工夫でより楽しめることも分かってきました。その代表格が「あおくときいろちゃん」です。世界的なデザイナーのつくった極めてデザイン的なこの絵本の登場人物は、色の付いたちぎった紙。あおくときいろちゃんなどとして動き、物語が展開していきます。

絵が人や物の形をしていないことや、見開きで2場面あるページが多いため、見ている子がどこを読んでいるのかわからず、混乱するのではないかと意見が出ました。そこで試しに、普段は聞き手の邪魔になるのであまりやらない指さしをして「あおくんです」と読んでみました。効果は抜群で子どもたちは最後まで画面にくぎ付け。先生たちからも「この本はすごい!どんな子も話が進むにつれ、集中して聞いていました」との感想が出ました。

このように試行錯誤していますが、時には失敗もあります。教室では、黒板の掲示物や遊具を上手に片付けておかないと、それが気になっておはなしに集中できない子も多いのです。また普通学級では、おはなし会のときは直接床に座ることが多いのですが、特別支援学級では椅子に座った方が落ち着きました。

わたしは、このプログラムの最後の会にお手伝いとして参加しました。進行はいつもの2人です。ワークショップ「たのしい絵本 たくさん読んだよ」と題して、ミニ本作りをしました。

これまで読んだ本を思い出しながら、第1回で使った絵本を5冊並べ、クイズに答えます。正解すると、絵本の表紙のシールを貼ります。以降、2~5回も同様にクイズに答えながらシールを貼ると、最後にすてきな手作り絵本ができます。このアイデアは、実に効果的でした。

ちなみにこの日の会場は、いつもの教室ではなく学校の図書館。ここでも、司書の先生の全面的なご協力です。掛けが用意されていました。図書館の書架にはこれまでに読んだ本があり、それを見つけるのです。そこには、何げなく折り紙でできた目印が…。それに気づき、本の場所を見つけた子どもは、自分で作った絵本と先生からもらった折り紙のメダルを大事そうに持ち、ニコニコ顔。2年間、本を読んできたことの確かな手ごたえをメンバーはかみしめていました。

©あおくときいろちゃん

「あおくときいろちゃん」

レオ・レオーニ/作 藤田圭雄/訳 至光社 1,200円+税

グラフィックデザイナーで絵本作家の作者が、2人の孫に紙をちぎってお話したところから生まれた美しい絵本です。登場人物のあおくときいろちゃんがページのどの場所に置かれるかでまったく色が違って見えるから不思議。混ざって黄緑になるところで、声を上げる子どももいます。



#7 図書館遠足

ある時、特別支援学校の中等部の生徒と先生たちが「図書館遠足」に出かけるというので、私も見学させてもらうことにしました。

その日、生徒たちは、初めての体験を三つしました。

まずは、図書館の蔵書がどんな分類になっているのかを図書館の職員から聞きました。次に、全員が利用者カードを作ってもらいました。そして、おはなし会です。図書館の職員とボランティアが、生徒たちのためだけに開いてくれた会です。この日に備え、係の先生とボランティアのメンバーは丁寧に打ち合わせをしました。

中学生なので、幼稚な内容は避けること。反対に、お話に退屈して集中力が切れることのないよう、読み手と聞き手とが掛け合いする場面をつくることにしました。

プログラムのクライマックスは、絵本「ドオン！」の読み聞かせです。読み手は2人。1人はオニの子になり、もう1人が人間の男の子になって読み分けながら進みます。

「オニのドンはいたずらもの。ともだちのつのはきるし、パンツはやぶくし」

『でていけ!』とうとううちからおいだされました」

「にんげんのこ こうちゃんも『でていけ!』とうちからおいだされました」
と読んだ、その時でした。

突然、わたしの前に座っていた男の子が靴をつかみ、部屋からすごい勢いで飛び出しました。横にいた男の先生も機敏な動作で追いかけて、「大丈夫、おまえさんに言ったんじゃないよ」となだめ、連れて帰ってきました。「でていけ!」とは、自分に言われたのだと勘違いしたようです。

あっという間の出来事に、読み手は、2人ともびっくりして、ちょっと固まってしまいました。でも、その他の生徒は、気にすることなく集中していたので、お話を中断することなく、そのまま続けることができました。

思わぬハプニングで、いったん中断されましたが、その日のおはなし会の盛り上がりは最高でした。みんなで太鼓をたたく場面では、生徒も先生も体を揺すり、ノリにノっていました。

後日、企画した先生から、こんな話を聞きました。「あの時、飛び出していった男の子が『でていけ!』という言葉に反応したのは、ちゃんと話を聞いていたってことだね」。先生たちはこう喜んで、感心したというのです。いつもだったら、そんなことがあると他の生徒も動揺するのに、とても集中して最後までお話を楽しめたのもうれしい誤算だったようです。

さらにうれしいことがありました。生徒の家族から、こんな報告があったそうです。

「図書館はとてもいいところだからみんなでいこう」と休みの日に一家で図書館に行き、家族で登録カードを作って本を借りました。子どもから思いがけない提案をされ、うれしくなりました、と連絡帳に書いてあったそうです。

生徒に新しい体験をさせたいと願った学校の先生、その気持ちに応えた図書館員とボランティア。三者の思いが相乗効果を生み、すてきな「図書館遠足」になりました。

支援を必要とする子どもたちにとって、さまざまな立場の大人と接する機会はとても貴重なもの。こうした経験を通して、子どもたちは、社会との関わり方を学べるのだと思います。

©ドオン!

「ドオン！」

山下洋輔/文 長新太/絵 福音館書店 1,100円+税

日本を代表するジャズ・ピアニストと、和太鼓集団・「佐渡国・鼓童」の人々との交流から生まれたこの絵本。2人の分担をしっかりと決めてよく練習して読めば、ちょっとしたライブ感が楽しめます。親子でもどうぞ。



いのちの本展

～みんないっしょに生きている～



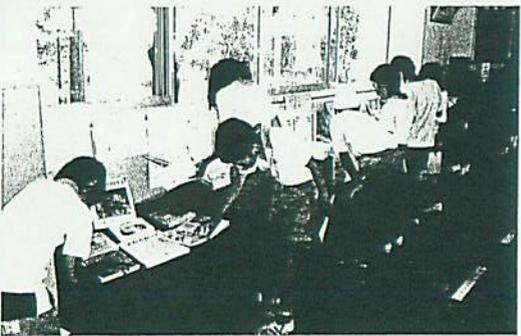
活用の手引き



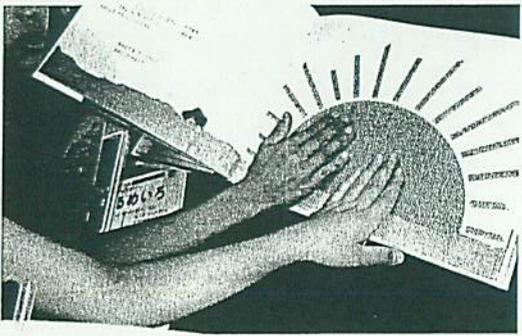
学校図書館前の廊下に展示



学年ごとに廊下に展示



昇降口前の廊下に展示



クラスに展示



コース別に数ヶ所に分けて展示



先生向け（職員室展示）

学校図書館と協力して

- 図書館に「いのちの本コーナー」を設ける
※ 別途、学校図書館コーナー向けおすすめリストを用意しています！

活用例

- 学年ごとに廊下に展示
- 希望のあるクラスに展示
- 職員室前の廊下に展示

実施時期

- 読書旬間・週間中に
- 人権学習に合わせて
- 年度末、図書館閉館中に

Q&A

- ◎ 学校図書館の本に紛れてしまうのでは？
A 図書館外の展示をおすすめします。なお、書籍には「学校の本ではないので、貸出はできません」と表示しています。また、表紙にコース別に色分けしたシール、団体のシールを添付しています。
- ◎ 学校図書館はどう対応すれば？
A 「いのちの本展」実施に合わせ、図書館内にある本の中から「いのちの本コーナー」を設けるなどして、児童・生徒への貸出に対応していただくと、一層の効果が期待できると思います。
- ◎ 書籍の紛失、破損の対応は？
A 紛失、破損にはご注意くださいますが、万が一の場合も対価を求めるようなことはありません。

第10回世田谷区子ども読書活動推進フォーラムの報告

発行 世田谷区立中央図書館
〒154-0016
東京都世田谷区弦巻3-16-8
電話 03-3429-1811
FAX 03-3429-7436
発行月日 平成28年3月
広報印刷物登録番号 1380